

山口県文書館

中国四国地区

アーカイブズ
第12回 ウィーク
アーカイブズ展示

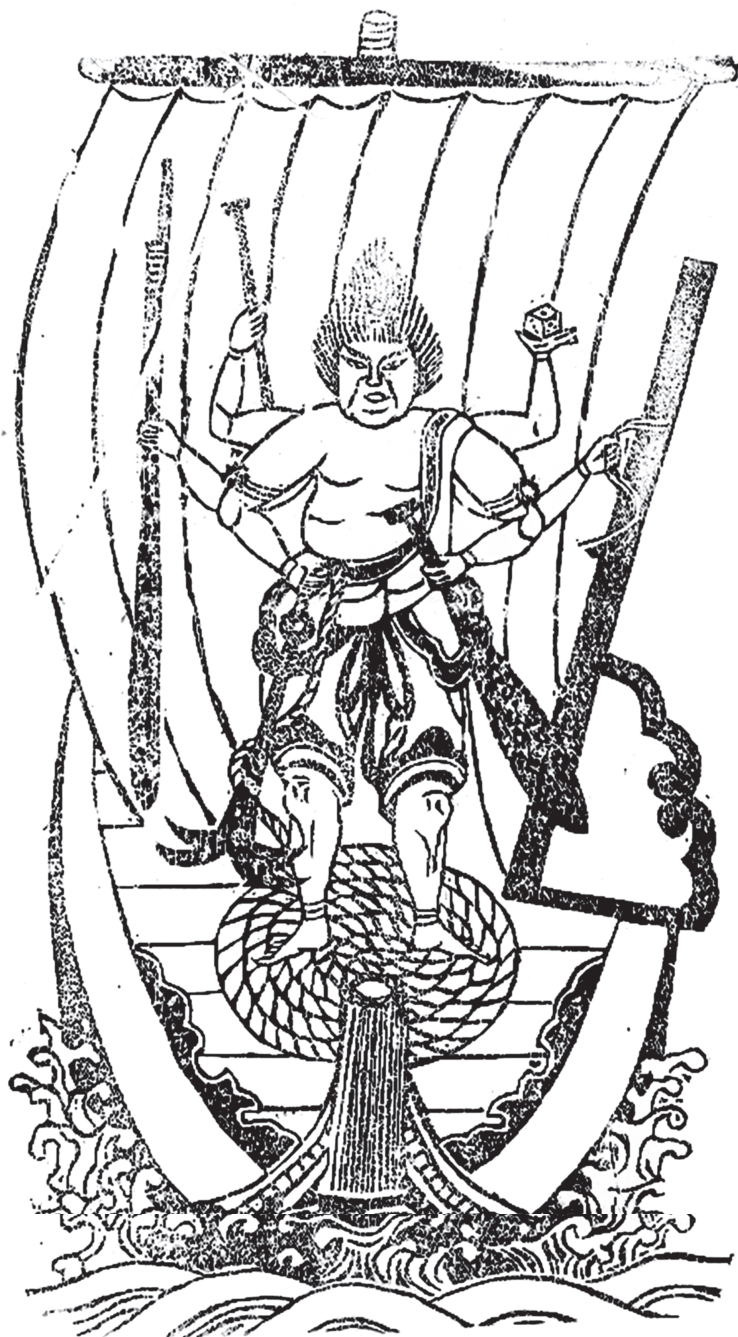
2017年6月10日(土)・11日(日)

防長と海

その記録と記憶

解説シート

船車命参上関親



印刷の関係上、画像が鮮明でない写真もありますが、このシートは後日、当館のウェブページ上にカラーで掲載しますので、詳細はそちらで御覧ください。

<http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/>



「過所旗」（村上家文書34）

防長 と海



その記録と記憶

1

流通と移動①

過所旗

【過所旗】

中世、瀬戸内海最大の海上勢力であった能島（のしま）村上氏。その当主である村上武吉（たけよし）が通行料兼警固料を支払った者に与えた航海の安全を保証した通行証が、この過所旗です。

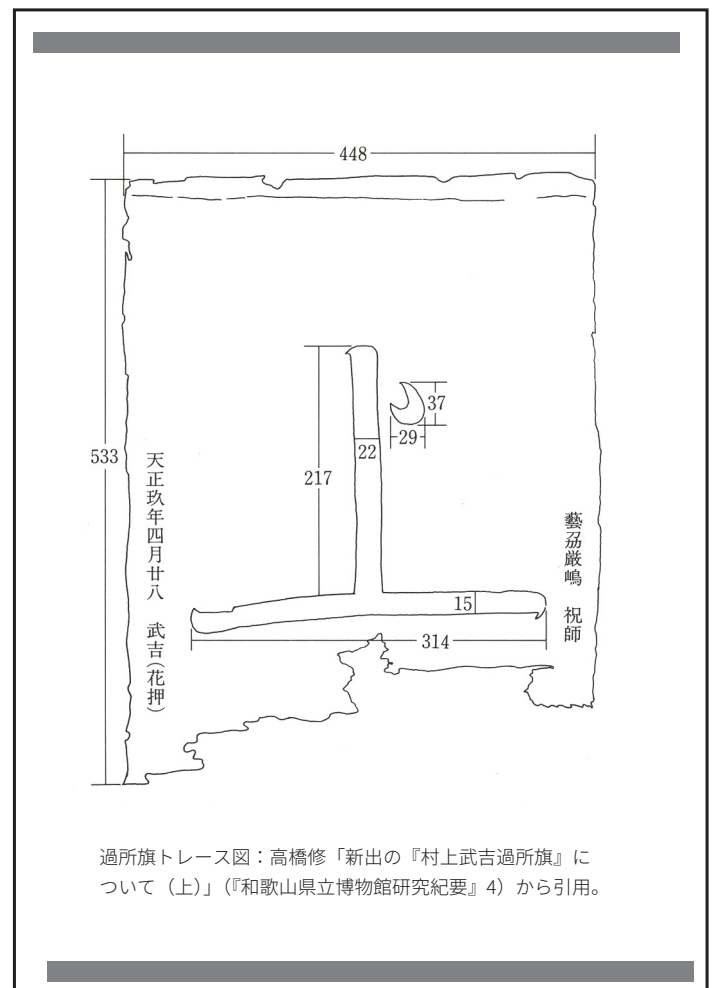
材質は絹で、上辺を固定する横木をとまっています。粗い絹地の左右両端に3～4mmほどの耳を残しており、織製された絹をそのままの幅で用いていると考えられます。

本体の大きさは、縦533mm×横448mmで、細部の寸法は図のとおりです。

中央には村上氏の旗印である「上」の字が大書され、右下隅には「芸州厳島 祝師」（ものもうし、安芸厳島神社の神官）と、この旗を与えられた人の名が居住地とともに記されています。

一方、左下隅には「天正玖年（1581）四月廿八」という年月日とともに武吉の署名と花押（サイン）があります。

この過所旗は実際に使用されていたものが何らかの理由で再び村上氏のもとに戻ってきたと考えられます。現存するものは、これを含め全国でも2例しか知られていません。



【海の大名・能島村上氏】

中世、瀬戸内の海上交通を支配した、いわゆる「村上水軍」は、それぞれの本拠地の名を冠した、能島村上氏・来島（くるしま）村上氏・因島村上氏の三家から構成されています。彼らは、俗に「三島村上氏」と呼ばれ、同族意識を持ちつつも、実際は独自の活動をしています。

戦国期になると、来島村上氏は伊予河野氏の重臣となり、因島村上氏は山名氏や大内氏、ついで毛利氏と結びつくなど、特定の陸の大名との関係を強めます。

しかし、能島村上氏は大名の「水軍」となった彼らとは一線を画し、「駄別料」という通行料（兼警固料）を徴収し、その代わりに通航の安全を保障するという海上支配権を行使して、「海の大名」とでもいべき独自の立場を保ち続けました。

能島村上氏は、瀬戸内海を取り囲む陸の諸大名が相互に戦争をしてもそれに深入りすることは避け、基本的にどの大名とも等しく友好関係を保つよう振舞っています。それは、能島村上氏の存立基盤が、陸の諸大名側の船の通行料免除と安全通航を保障する代わりに、彼らの領国内に「札浦」と呼ばれる特定の港津を認められ、そこにおいて海上通航の商船から通行料を徴収することによって成り立っていたからでした。それゆえに、陸の大名の戦争中、その一方の大名に積極的に加担することにより、敵方となってしまう大名の領国内に存在する札浦を失うような事態を避けようとするのは、当然の選択でした。

ところで能島村上氏は、通行料を支払わない者に対しては武力を用いて積荷などを奪うこともありました。このような実力行使は、能島村上氏にとっては自らの権益を守るた

めの当然の行為でしたが、被害を受ける立場からすれば、海賊行為以外の何物でもなかったのです。したがって、天下人の豊臣秀吉が長崎の直轄化による外国貿易の独占＝長崎～畿内の安全かつ自由な海上輸送の保障に乗り出した時、能島村上氏を排除し、その権益を否定する政策をとったのは必然的なことでした。

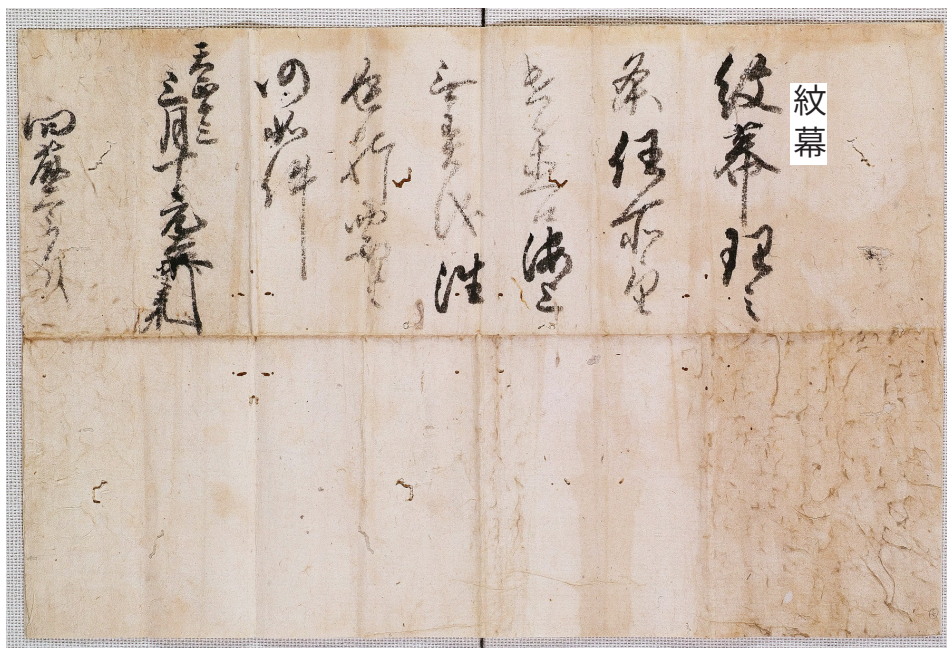
こうして能島村上氏を「海の大名」たらしめた基盤は、豊臣秀吉の「海賊禁止令」によって失われます。能島村上氏が自由に行動し得た内海が、秀吉という陸の統一権力によって囲まれて、いわば池となった時、その歴史的使命を終えたといえることができるのかもしれませんが。

【上乗りと過所旗と紋幕】

能島村上氏に通行料（兼警固料）を支払った船には、村上氏配下の海賊衆が乗り込み、目的地までガイド兼警備を行いました（上乗り）。

やがて、商品流通の発展にともない、上乗りの需要が高まると、それに十分に応えきれない事態がでてきます。その結果、上乗りに代わって、発給されたのが過所旗であったと考えられています。ただし、上乗りがまったくなくなったわけではなく、大船や特別に重要な相手や積荷の場合には、依然として上乗りが実際に行われたようです。史料上では確認できませんが、上乗りと過所旗が併用された場合もあったかもしれません。

また、能島村上氏が「紋幕」を与えて海上における通航の安全等を保障した事例も確認できます（村上元吉下知状）。紋幕とは船上に張りめぐらせた、紋入りの幕のことですが、過所旗との機能の使い分けについては明らかになっていません。



村上元吉下知状（個人蔵／下関市立歴史博物館寄託）



大明国泉州府
 晋江縣有商船
 隻候来年六月
 到此港口看旗
 号此对一同齊
 知証人王禄（花押）
 来買売余事無紀
 船主蔡福（花押）
 立字人李進（花押）
 万曆十二年十月吉日書

防長 と海



その記録と記憶

2

流通と移動②

「日明貿易船旗」（高洲家文書118）

日明貿易船旗

【日明貿易船旗】

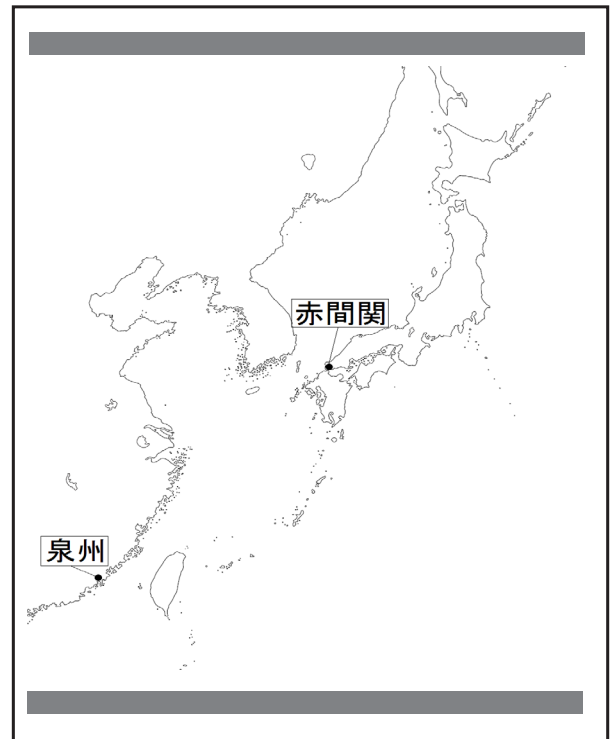
勘合貿易とよばれる国家間の正式な貿易が途絶えていた16世紀後半に、毛利氏支配下の赤間関（現下関市）において、明から来航する貿易船を管理する入港証として使われていたのが、この船旗です。

大きさは、縦167cm×横95cm。材質は麻で、縦長の麻布2枚を左右に継いで大型に仕立ててあり、左端には、旗竿を通す「乳」が残っています。

上部に当時の赤間関代官であった高須（高洲）氏の家紋（剣巴紋）が大きく描かれています。下部には、船主の蔡福をはじめ、「知証人」（証人）の王禄と「立字人」（立会人）の李進が署名と花押（サイン）を記した、「万曆十二年」（天正12年、1584年）の元号を持つ墨書があります。意識すると、次のようなことが書いてあります。

「大明国の泉州府晋江县（現、中華人民共和国の福建省泉州市）の商船が来年6月にこの港口（赤間関）に来航するので、その時に旗印を照合して一致すれば、貿易をしよう」

これに関連して、高洲家文書には同年に高須元兼が蔡福・季（李）進・王禄にあてた書類の控えが残っています。そこには、この船旗が明商人らが翌年6月に来航した時に約束相手を見つけるための目印であることが明記してあります。また、再来航する際の入港許可の方法をめぐって、蔡福らと協議した高須元兼の立場が、「主君」（毛利輝元）



の意向をふまえたものであることもわかります。

このように、本旗は、勘合貿易が途絶えた後の、戦国大名による公的な貿易の実態を物的に示す比類ない好資料であり、対外関係史研究等に重要であると評価されて、平成22年（2010）に重要文化財に指定されました。

【赤間関代官・高須氏】

この旗を伝えた高須（高洲）氏は、備後国衙の役人から武士に転身した杉原氏の庶流で、南北朝時代から御調（みつぎ）郡高洲（広島県尾道市）を本拠とした家です。高須氏は、室町・戦国時代には、山名氏や大内氏に従い、最終的には毛利氏に帰属して、江戸時代には萩藩士として活動しました。

16世紀後半の高須家当主・元兼（惣左衛門尉）は天正6・7年（1578・79）頃から、井上元治とともに毛利氏の直轄地である赤間関の代官を務めました。赤間関代官としての元兼は、関町の支配のほか、関ならびに長府・伊崎・竹崎などの周辺の町からの関役料の徴収や、関船の徴発と管理、関町人の紛争の調停、北部九州の動静の把握などをおこなっていました。また、毛利氏が公私にわたって必要とした外国産品（硝石、唐糸等）を入手する役目も担っていました。

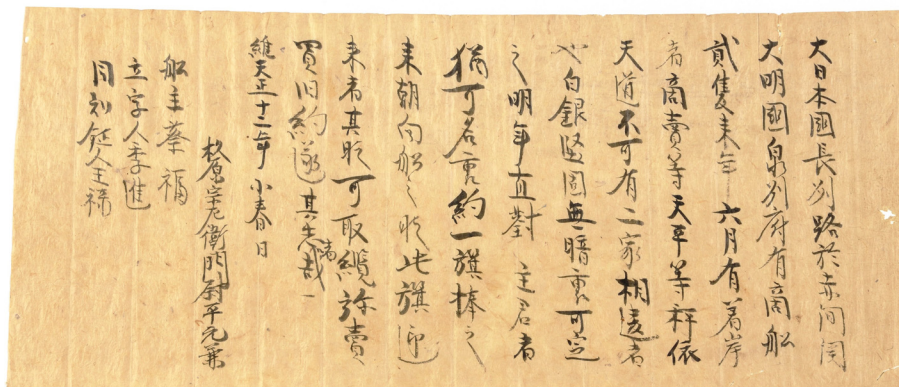
赤間関は、対岸の門司関とともに古くから瀬戸内海への出入り口に当たる要衝でした。また、かつては「抽分司」という遣明船の利益の一部を徴収・管理する機関が置か

れて、明側から、いわば国家による入国管理地と認識されていた場所です。このような赤間関の特性と代官の職務を考え合わせると、高須元兼が日明貿易に関与したのは当然のことだったと考えられます。

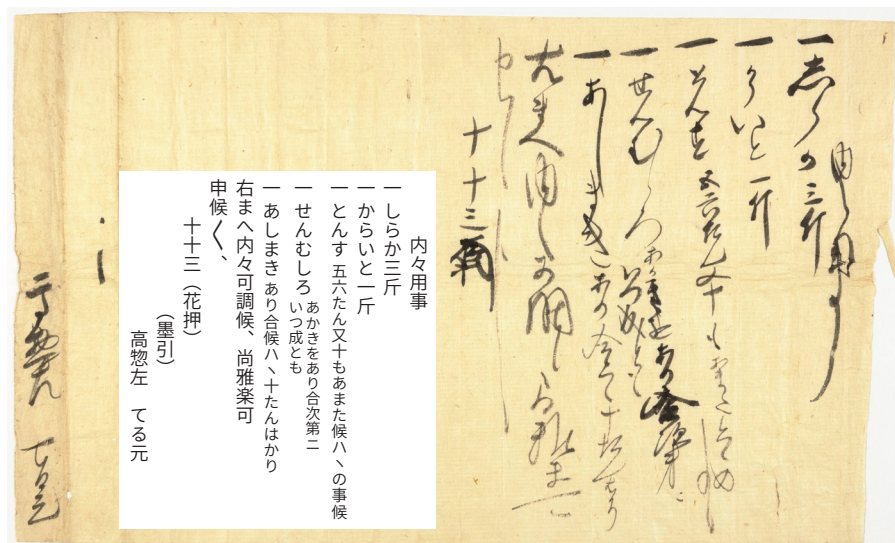
【重要文化財・高洲家文書】

当館に寄託されている高洲家文書のうち117通の文書は、平成22年に船旗とともに重要文化財に指定されました。文書の形態別の内訳は、一紙物86通、卷子装31通（5巻）です。差出人別の内訳は、毛利氏61通、山名氏21通、高須氏および木梨氏（杉原氏庶流）14通、大内氏4通、足利氏5通、その他12通となっています。

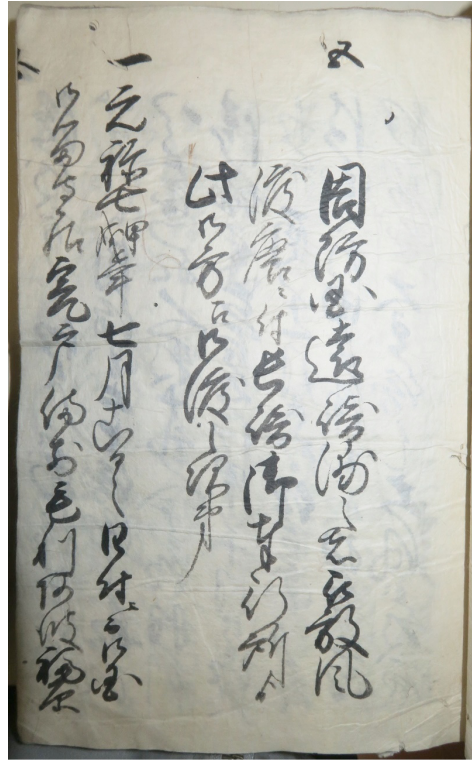
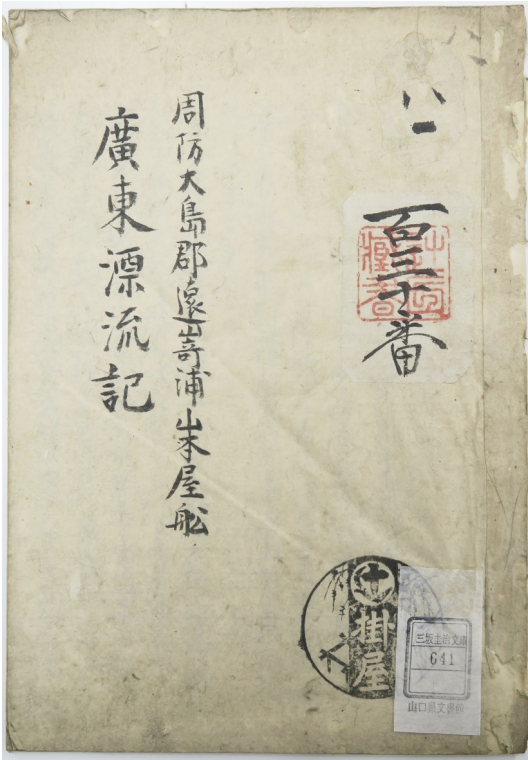
これらの文書からは、高須氏が室町時代の中国地方の政治情勢の変化に対応し、山名氏から大内氏へ、さらに毛利氏へと帰属した過程を知ることができます。なかでも天正年間（1573～92）に高須元兼が受給した文書群は、当該期の毛利氏の赤間関代官の活動を具体的に示すもので、交通史・流通・貿易史、都市史研究等に重要なものと評価されています。



高須元兼覚書案：船旗が約束相手を見つけるための目印であることを明記。（高洲家文書110）



毛利輝元覚書：高須元兼に唐糸など外国産品を内々に調達するよう指示。（高洲家文書106）



その記録と記憶

3

流通と移動③

(左)「周防大島郡遠崎浦山本屋船 広東漂流記」(三坂圭治文庫641) (右)「周防国遠崎浦之者被放風渡唐二付、長崎御奉行所より此御方江御渡之次第」(毛利家文庫41公儀事4 (18の4))

漂流記 2件

江戸時代、大坂～江戸間は船による物流の大動脈となりましたが、その航路、とりわけ熊野灘～遠州灘は漂流発生危険地帯で、北西の季節風が敦賀湾から太平洋に吹き抜ける冬に多く発生しました。

商船として一般的だった弁財船（いわゆる北前船）の構造と航海技術も、鎖国の影響もあり、あくまでも内航用のものから、漂流を増やす一因となっていました。当館にも数多くの漂流記があります（裏面参照）。その中から、周防長門の船の漂流記を2件紹介します。

【遠崎浦山本屋船の漂流】

上の左写真は元禄5年（1692）7月に発生した漂流の記録で、周防遠崎浦（現柳井市）の山本屋の船（船頭は八郎右衛門）が出羽の米を江戸に運んだ後、伊勢の大王崎で暴風に遭い、50日の漂流を経て中国華南の広東に漂着し、さらに2年近く中国の地を転々とした後、元禄7年の9月末に12人全員無事に故郷に帰還したときのものです。同時に同所から漂流した遠崎の助三郎船の乗組員も、八丈島に漂着の後、故郷に帰っています。

この漂流は、伊勢から北西風に流されて太平洋沖に出たのち、偏東風（貿易風）によって低緯度に運ばれ、さらに北赤道海流によって中国南部にたどりついたものとみられます。清国での扱いは友好的であったようです。

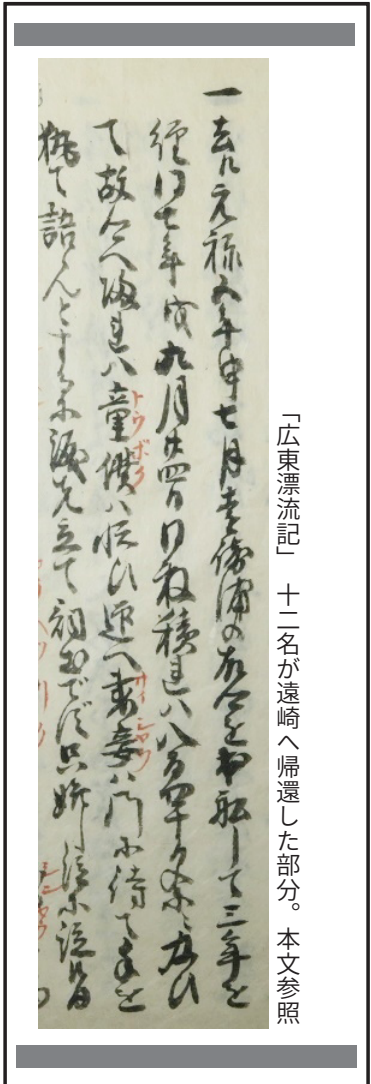
帰国した彼らは長崎奉行所で藩に引き渡され、藩の取り調べを受けました。そのときの記録も当館に残されています（上右写真）。

「童僕八悦ひ迎へ、妻妾八門に待て手を執て語らんとするに涙先立て詞出せず、只嬉し泣に泣ける・・・」

久しぶりに故郷に帰った乗組員たちと家族・村人たちとの再会の場面です。

【参考文献】

- ①吉積久年「周防遠崎浦船広東漂流記」（『海史研究』54号）
- ②大島町教育委員会『遠崎八郎右衛門記 付公儀事諸控』



「広東漂流記」 十二名が遠崎へ帰還した部分。本文参照

【藤曲浦浮木丸の漂流】

嘉永3年（1850）10月、長門藤曲浦（現宇部市）の「浮木丸」（船頭は棟助）乗員11名は江戸から陸奥奥州に向かう途中、下総の犬吠埼沖で暴風雨に遭い、1か月の漂流ののち無人島（島名不詳）にたどり着きました。彼らは鳥の肉や卵を食い、雨水を溜めて1年の無人島生活を耐え抜き、ブレーメン（ドイツ北部の都市）の船に救助されました。香港に運ばれた11名は、今度はイギリス軍艦で寧波に運ばれ、清国の役人に引き渡されました。清国での待遇は、一貫して丁重だったようです。

彼らが乍浦（さほ、上海の近く。日本人漂流者を送還する港）に運ばれたころ、清国では太平天国の乱が起きており、彼らは約1年をそこで過ごしますが、その間、船頭であった棟助とその父・与七が病死しました。

嘉永5年（1852）12月、9名は長崎に送還され、奉行所の取り調べの後、故郷に帰ることを許されました。9名の中には、陸奥や讃岐、能登や出雲の者もいました。

なお、彼らは取り調べの際、一貫して「唐の国の島」へ漂着し、「唐の船に助けられた」と供述しており、当館

の漂流記（塩田家文書856「房州沖遭難より清国へ漂流の記」）もそのような内容になっています。これは偽証ですが、日本のキリシタン禁制に配慮し、無事に漂流民が帰還するための方便でした。

漂流地を偽証する例は多くあり、漂流者がキリスト教に入信していないかを取り調べる日本の役人側も、送還して謝礼を貰う清国の側も、その方が都合がよかったです*。

したがって、この漂流記だけから彼らの足取りをたどることは困難ですが、この漂流を研究した全国各地の研究者（多くは乗組員の故郷の研究者）により、以上のことが明らかとなりました。

宇部市上条の西宮八幡宮には、乍浦で病死した与七が生前の天保5年（1834）に寄進したとされる狛犬が残されています（写真）。

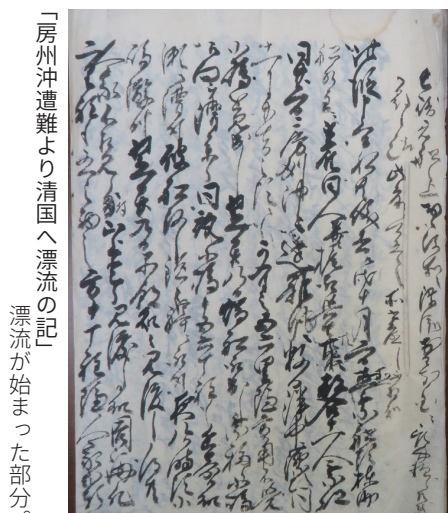
*帰国時の取り調べの際、長崎奉行が萩藩に人物照会を行った記録が当館毛利家文庫32部寄1「諸記録綴込」（24の2）にあります。

【参考文献】

- ①小林郁『嘉永無人島漂流記』（三一書房）
- ②同「藤曲村棟助船浮木丸の城米船としての活動、及び漂流の顛末について」（『宇部地方史研究』26号）

【山口県文書館所蔵の漂流記】（朝鮮への漂流および日本への漂着を除く。★は本文に記載）

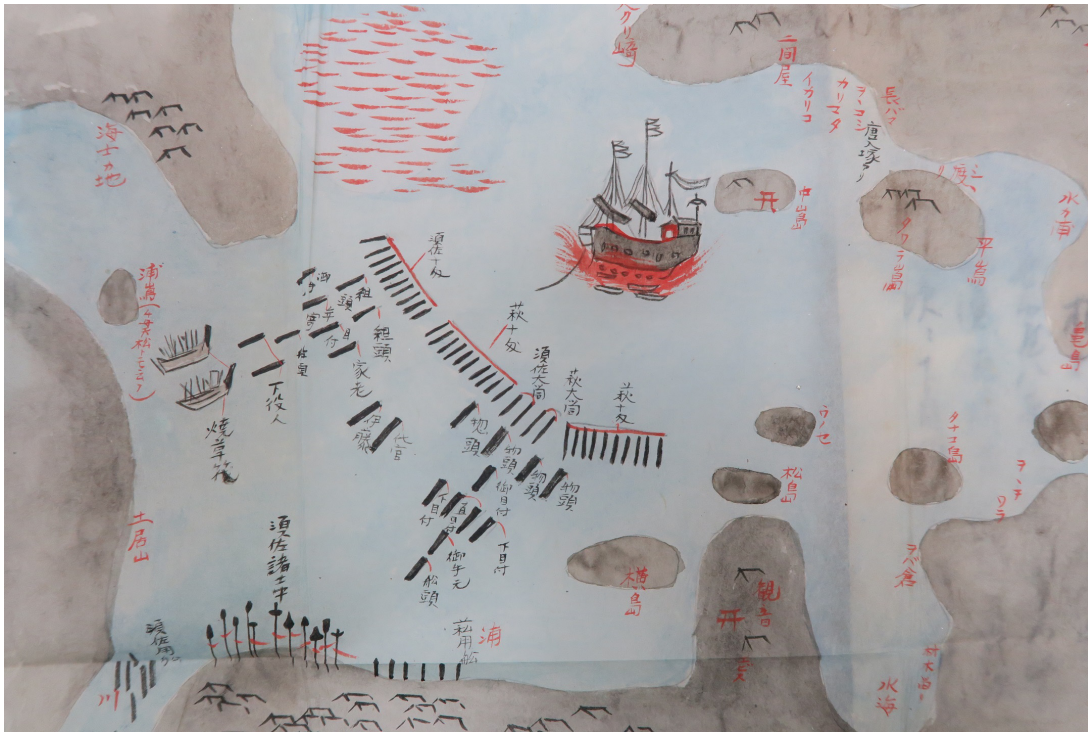
ID	タイトル（漂流先）	文書館請求番号	帰国年
1	漂流記（口書、韃靼）	毛利家文庫29風説30「秘書」	1646
2	★周防大島郡遠崎浦山本屋船 広東漂流記（清国）	三坂圭治文庫641	1694
3	漂民御覧之記（大黒屋光太夫、ロシア）	田辺竹次郎収集史料117 徳山毛利家文庫 条約24	1792
4	安南国え漂流仕候陸奥国之者九人口書（ベトナム）	一般郷土史料1174	1795
5	無人島漂流帰国迄始終記（日記、鳥島）	徳山毛利家文庫 異国船漂着29	1797
6	魯西亜国工漂流異国之記（調書、ロシア）	毛利家文庫29風説30「秘書」	1804
7	尾州重吉漂流記（アラスカ）	毛利家文庫29風説30「秘書」	1816
8	漂流聞書 伊勢次郎船拾九人乗（バタン）	右田毛利家文書1442	1831
9	土佐漁夫漂流記（ジョン万次郎、アメリカ）	毛利家文庫29風説30「秘書」	1851
10	土州人漂流記（ジョン万次郎、アメリカ）	毛利家文庫29風説43「雑書」	1851
11	★房州沖遭難より清国へ漂流の記（清国）	塩田家文書856	1852



「房州沖遭難より清国へ漂流の記」
漂流が始まった部分。



宇部市上条の西宮八幡宮の狛犬
台座の後ろ側に「天保五年六月吉日 三嶋屋 与七」とあります。尾道の宗八という石工の作です。



防長と海



その記録と記憶

4

流通と移動④

須佐浦唐船打払覚書（一般郷土史料28）

唐船漂着 ～唐人墓の話～

萩市須佐に唐人墓と呼ばれるところがあります。一見何の変哲もない墓地ですが、『防長風土注進案』須佐村古墳の項に「唐人墓」について、「享保十一年（1726）丙午の八月七日、唐船壹艘当浦に入津仕候二付同九日之晩より十一日江うち払被仰付候処、其後崇りをなし候故霊神を御祭被仰付候事」と説明されています。

正徳5年（1715）幕府は交易の不均衡の是正を図るべく「海舶互市新例」を定めて唐船の長崎入津を信牌という交易許可証の交付を受けたものに限ったことから、溢れた唐船は長崎を離れて密貿易船に変身して響灘等へ出没を繰り返し、幕府は大いに悩まされます。そこでこの領海にあたる萩・長府・小倉・福岡の諸藩は幕府指揮の下、合同で打払いを実行しています。

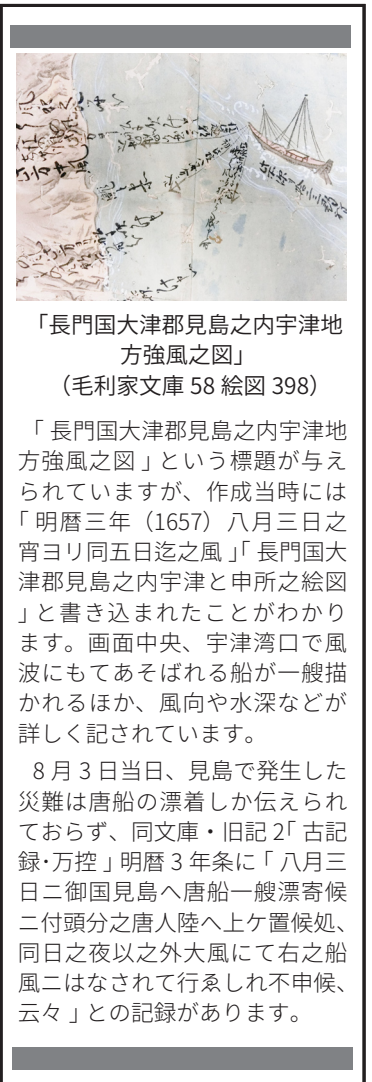
ことは、享保11年（1726）8月7日におこります。特異な事件であったため関連する史料は少なくありません。毛利家文庫の防寇・絵図をはじめ県庁伝来旧藩記録にもあり、時代を超えて保存されてきた資料ともいえます。特に「須佐浦唐船打払覚書」（一般郷土史料28）には、この展開を

理解し易くするため目を追った彩色絵図5枚が挿入されており（裏面）、絵図資料の多いのが一つの特徴になっています。

藩側の資料は幕府を強く意識しています。そのことは、唐船が提供した2人の人質について「九日ノ夜、唐船江鉄炮打掛、音二驚以之外さわき立候故番人之者早速しはり候而つれ出し高山の麓福岡と申所にて抗を打つなき置、九日之夜鉄炮二而打殺され候、此段隠密にて御座候事」との記述などによく表われています。

思いきわまった唐船側は、ついには自ら火を放ってしまいます。密貿易船との汚名を着せられて。

途中、筆談が交わされたことが記述されており、それ故に咬趾広南の船で42人乗りであることなどもわかったのであり、信牌も所持して提示しています。結局、萩藩はこの信牌を一刀のもとに偽物と決めつけ、打払いの妥当性を主張していますが、この唐船のどこにも密貿易船の匂いは感じられません。筆談もさることながら「日本口ニ而返答仕候」場面も記録されています。現場役人は後日、幕府から表彰されています。



「長門国大津郡見島之内宇津地方強風之図」
(毛利家文庫 58 絵図 398)

「長門国大津郡見島之内宇津地方強風之図」という標題が与えられていますが、作成当時には「明暦三年（1657）八月三日之宵ヨリ同五日迄之風」「長門国大津郡見島之内宇津と申所之絵図」と書き込まれたことがわかります。画面中央、宇津湾口で風波にもたあそばれる船が一艘描かれるほか、風向や水深などが詳しく記されています。

8月3日当日、見島で発生した災難は唐船の漂着しか伝えられておらず、同文庫・旧記2「古記録・万控」明暦3年条に「八月三日二御見島へ唐船一艘漂着候二付頭分之唐人陸へ上ヶ置候処、同日之夜以外大風にて右之船風二はなされて行彙しれ不申候、云々」との記録があります。

この事件は支藩徳山藩の資料、徳山毛利家文庫の「御蔵本日記」享保11年（1726）8月14日条に「梶を切り網ヲも切捨、人質式人つれ帰りはヲも切殺、其外鉄炮小筒にて打殺候、段々大勢被指越、唐船は焼打…唐船へ乗移突殺切殺、唐人四十三人、去ル十一日二不残舟も焼申候由」と、情報を入手し書留めています。

『注進案』に「其後崇りをなし」とあり、周辺海域で海難事故が多発したため、墓地が形成されていったのでした。唐人の霊をなぐさめる唐人墓には「三界萬霊」「天保八年（1837）西ノ」「二月十二日」と刻まれています。

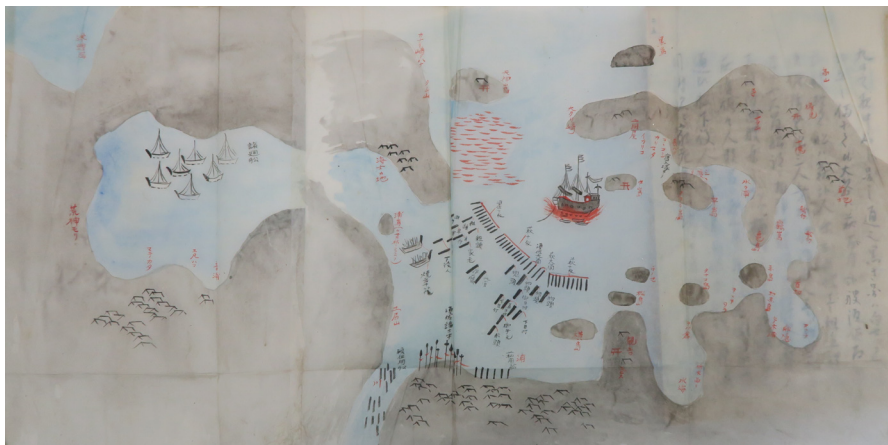
参考文献：吉積久年「須佐の唐人墓－唐船打攘事件始末－」（『山口県地方史研究』58号）



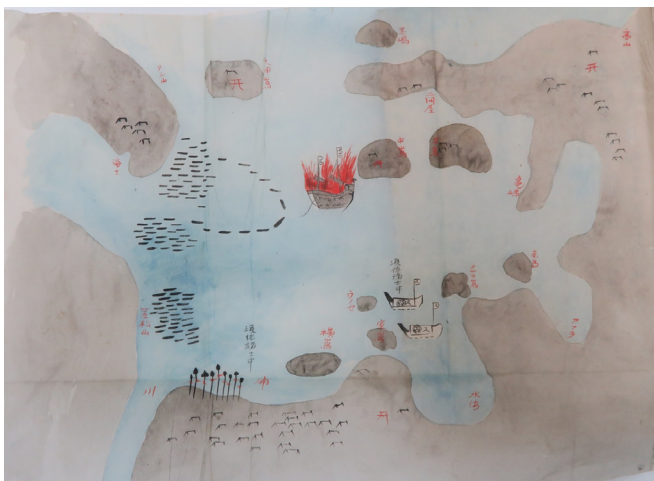
① 8月7日、唐船が思惑に反し須佐湾へ迫るようす。「七日白七ツ過掛ル」と記入



② 8月8日、唐船が制止を振切って須佐湾へ入って来たようす。「八日白四ツ過ギ入ル」と記入



③ 8月9日、火の手を上げた唐船が、焼草蓑などとともに描かれる



④ 8月10日、唐船がみずから火を放ち激しく炎上するようす



⑤ 8月11日、唐船の碇が焼き切れた場面と焼沈せんとして燃え続ける場面。「十一日夜中此所へ吹込数日燃ル」と記入



「日本郵船株式会社汽船孟買丸」(佐川家文書(大島町)写真275-1)

防長 と海



その記録と記憶

5

流通と移動⑤

外国航路の開拓

開国後、政府は自国の海運業の育成につとめ、民間会社を保護して国際競争力を付けさせ、日本沿岸と外航から外国海運資本を排除する方針をとりました。それは「航海自主権の回復」といってもよい重要な国策でした。

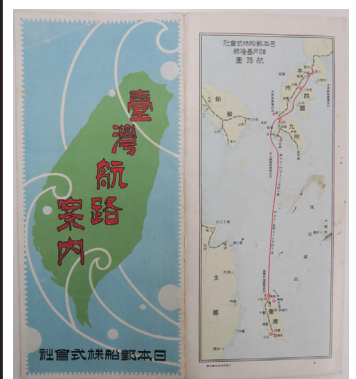
当初は三菱商会やその後身の郵便汽船三菱会社が政府の保護を受けて成長し、明治18年(1885)に三井系の国策会社である共同運輸会社と合併して日本郵船会社がうまれました。

当時の日本では紡績産業のめざましい発展があり、その原料である綿花を良質・廉価なインド綿に求めました。日本郵船は諸外国の船会社の激しい妨害を凌いでボンベイ(ムンバイ)航路を開拓して軌道に乗せ(明治26年=1893)、日本初の遠洋航路が確立されました。

国も明治29年(1896)に「造船奨励法」「航海奨励法」を制定し、優秀な船舶やエンジンの製造、また海外航路を經營する場合、就航船のトン数・速度・航海距離に応じて一定の奨励金を下付するという、厚い保護政策をとりました。

上の写真は明治33年(1900)にイギリスで建造された後、明治35年(1902)に日本郵船が買得して「孟買(ボンベイ)丸」と名付けた船です。その後大正12年(1923)に売却されるまで日本郵船が所有しました。その間、ボンベイ(ムンバイ)航路に就航したものと思われます。

佐川家文書(大島町)には、佐川昇槌が明治末から大正にかけて日本郵船株式会社の機関士として外国航路に乗り組んでいた関係で、土佐丸・神奈川丸・鹿児島丸・因幡丸・備後丸・丹後丸等の外国航路就航船に関する記録があります。

「日本郵船株式会社航路案内」
河崎家文書 1581「台湾航路案内」
佐川家文書(大島町) 1500

日清戦争後の下関条約によって日本の領土となった台湾との間に、明治29年(1896)、台湾総督府の命令を受けて大阪商船によって大阪-基隆航路が開設され、須磨丸など3隻の汽船が就航しました。

また同年、陸軍省の命令航路として、日本郵船が神戸-基隆間の航路を開きました。

日本郵船は初期の山城丸・弘済丸に続いて西京丸・信濃丸・備後丸・因幡丸をこの航路に投入し、船舶の大型化をはかりました。



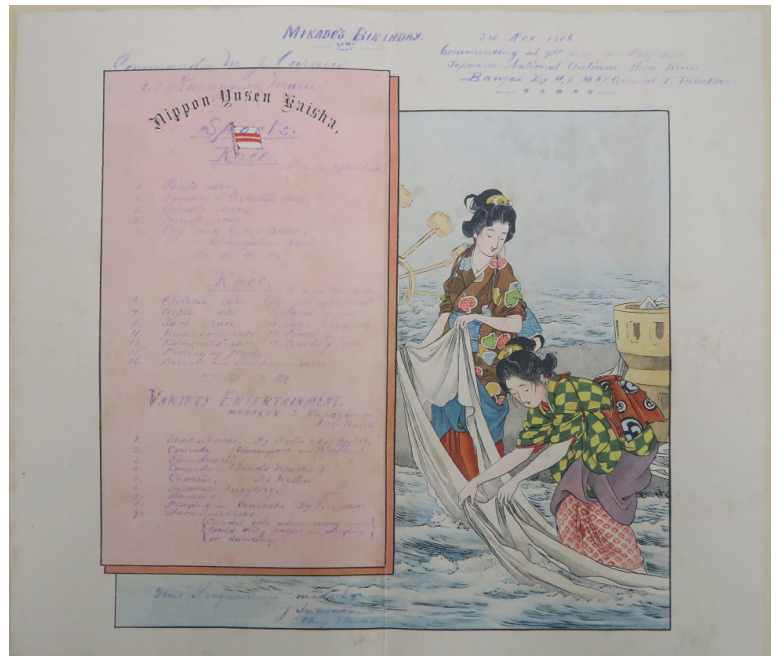
「青泥窪棧橋ニ繋留中ノ御用船加賀丸写真」
佐川家文書（大島町）写真274-3

「青泥窪」は中国東北部の大連港。加賀丸は明治34年（1901）に竣工しましたが、日露戦争時に「御用船」として徴用され、そののち日本郵船の北米航路に就航しました。

「船中食事メニュー」
佐川家文書（大島町）1530

日本郵船のヨーロッパ航路に就航していた神奈川丸の船上で、明治39年（1906）11月3日に行われた明治天皇誕生日記念の競技・演芸大会のプログラムです。

冒頭に"MIKADO's Birthday"とあります。



「日本郵船株式会社レターセット」
佐川家文書（大島町）1531

日本郵船のオーストラリア航路に就航していた熊野丸の船上で、明治40年（1907）5月8日に行われた船上コンサートのプログラムです。

同文書1530には、神奈川丸のクリスマスディナーのメニューものこっています。



「長門国正吉郷入江塩浜絵図」（有光家文書000）

防長 と海



その記録と記憶

6

生活と産業①

防長と製塩

【北浦沿岸での製塩】

防長での製塩は、なんといっても瀬戸内海沿岸のものが有名ですが、歴史上、北浦沿岸でも製塩は行われていました。

上の写真は、現在の下関市永田本町の永田川下流域に開かれていた、嘉暦2年（1327）頃時点での塩浜（跡）の様子を描いた絵図です（国指定重要文化財）。

満潮の時に、自然にはいつくる海水を区画した内部に引き込み、それを利用して製塩した塩浜跡の様子を描いたものであろうとされ、当時の紛争の参考資料として作成されたものです。

上図には、塩田の周囲に「堤」が描かれ、塩水の取水口ないし導入口であると思われる「江口」や「大道口」、鹹砂（かんしゃ、塩分が付着した砂）を集めたと思われる「塩塚」がいくつか描かれていますが、当時すでに広い部分で荒廃していたようです。

そのほか、北浦では小田浜（長門市油谷町）等でも製塩が行われていました。

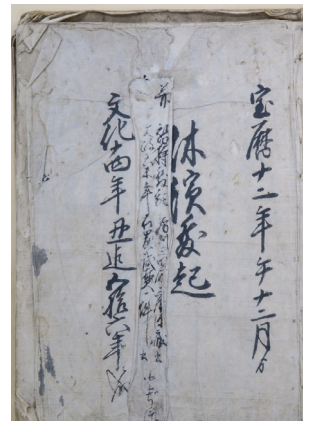
【瀬戸内海沿岸での製塩】

瀬戸内海沿岸は日照時間が比較的長いことから製塩に適し、多くの塩浜が開かれました（ちなみに、「塩田」は明治以後の用語です）。

江戸時代には、潮の干満の差を利用して海水を引き入れ、毛細管現象によって鹹砂を得る「入浜式」が一般化したことから、塩の生産効率は格段に上がりました。

萩藩7代藩主毛利重就は藩内の殖産興業に力を入れ、石炭による煎熬（せんごう、鹹水を煮つめて塩を結晶化させること）も始まったことから、とくに三田尻の塩は防長両国での生産の半ばを占め、瀬戸内十州においても赤穂に次ぐ大製塩場として知られるようになり、その名は遠く東北・北海道まで及びました。

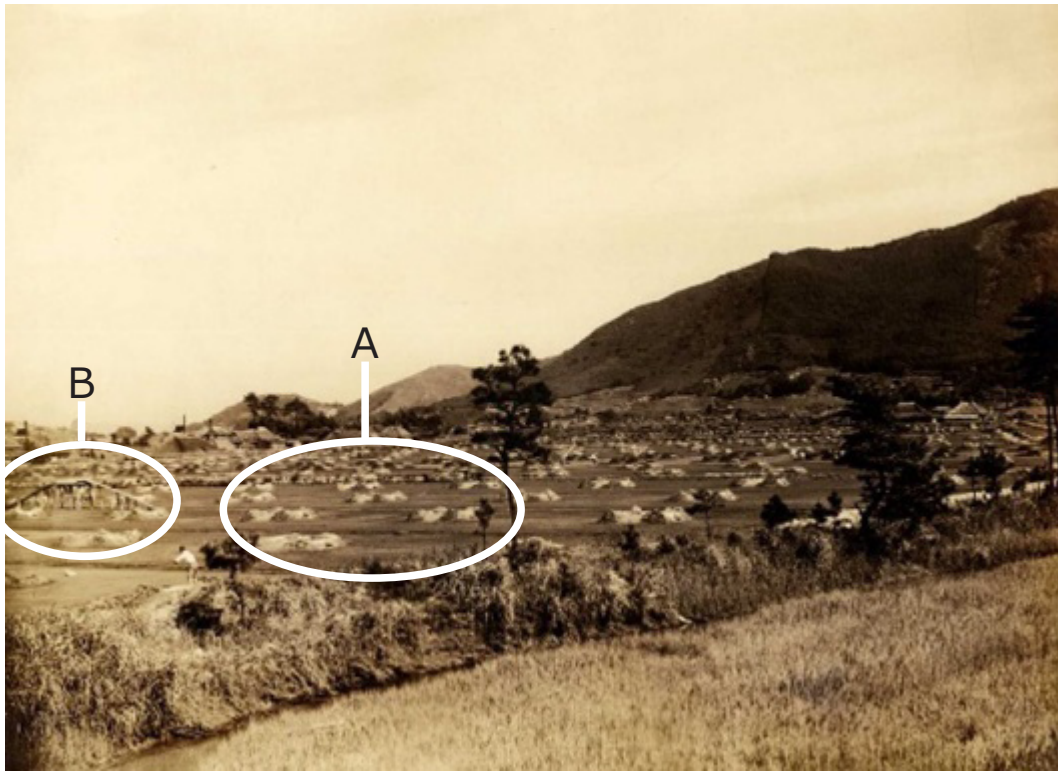
しかし、江戸時代後半には全国的に生産過剰となり、経営の大規模化や合理化が進められ、「休浜（やすみはま）法」とよばれる生産調整も行われました（写真右）。



「休浜発起・塩浜休業替持浜発端・石炭試焼一件諸事控」（一般郷土史料 1686）

生産過剰に陥った瀬戸内塩田では、広域で協定を結んで塩付きの悪い秋冬の間の塩田作業を休み（休浜）、また塩田の地場を二分して隔日で作業する（替持）等により価格を維持し、同時に生産費の縮減をはかりました。

明和8年（1771）からの広域協定（いわゆる瀬戸内十州塩田）で主導的な役割を果たしたのは、三田尻浜の田中藤六でした。藩政時代に、藩を超えて同盟を結んだ産業は他にはありません。



「佐波郡牟礼村塩田全景写真」（戦前内務部写真282）

塩田の中に数多くみえるAは、かき集めた鹹砂の上から塩水をかけて「もんだれ」（藻垂れ、濃い塩水）をとるための「沼井（ぬい）」とよばれる装置、Bは沼井でとった「もんだれ」を運び上げ、傾斜を利用して台壺とよばれる集積所に暗渠で送る、「あんこう」とよばれる装置です。



三田尻塩田写真（グラフ山口-空撮90）

三田尻の塩田は、昭和34年まで稼働しました。

（解説シート28参照）



「譜録 嶋田孝四郎・譜録 嶋田四郎左衛門」（徳山毛利家文庫「譜録」620・623）

防長 と海



その記録と記憶

7

生活と産業②

海と関わる武士たち（1）

～徳山藩士の場合～

【徳山藩士と海】

萩藩の支藩のひとつ徳山藩（約4万石）。毛利輝元の二男・就隆が立藩しました。正徳6年（享保元年、1716）に一時断絶したものの、享保4年（1719）に再興、以後、明治4年（1871）まで存続します。

当館は、この徳山藩の藩政文書である徳山毛利家文庫約4万点を所蔵しています。その中に、家臣の系譜などを書き上げた「譜録」という資料があります。現在425家の「譜録」が残っていますが、この中には、船を介して海と関係を持つ家が5家ありました。その家々は、「大船頭」「中船頭」「御船大工」を家業としています。ここでは「譜録」をひもとして、海に関わる藩士を紹介します。

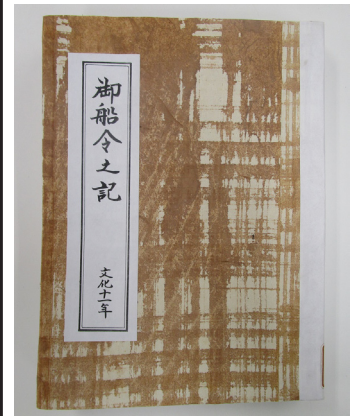
【大船頭嶋田家】

嶋田家の祖先は毛利秀元に召し抱えられ、子孫は赤間関で「船業」に従事していたところ、「海上巧者」であることから、寛文3年（1663）、乞われて徳山藩士になったといえます。

歴代当主の活動は、徳山藩主が参勤にあたり瀬戸内海を船で航行した時には、御供船（船名は「住吉丸」。享保4年〈1719〉には同名の船が御座船として出てきます）の船頭を務めています。記録によれば、元禄元年（1688）から元禄16年までの間、13度に及ぶとのこと。このほか、藩有船の船頭となり、大坂などへ派遣されることもしばしばありました。また臨時的なものとしては、享保5年（1720）には徳山藩の御船蔵普請の「見合役」を任されたことがありました。船の専門家としての見知が求められたのでしょう。

専門家としての技術と能力は、造船時にも必要だったようです。寛保元年（1741）、「左行丸船」造船の際、建造地である大坂まで「見合役」として派遣されています。

特殊な例では、弘化元年（1844）肥前国（現佐賀県）小城藩主鍋島直堯（なおたか）が陸路国元へ下向する際、徳山で洪水に遭遇し、往還の通行が困難になったことがありました。そこで急遽徳山藩から



「御船令之記」（徳山毛利家文庫「御船手」6）

文化11年（1814）、徳山藩8代藩主毛利広鎮（ひろしげ）は、帰国にあたり、瀬戸内を海路進むことになりました。この「御船令之記」は、この時「御船方」に出された様々な指令を集めたものです。

この時の下向の詳細については、解説シート8を御参照ください。

船を借り上げ、海路帰国することとしたそうです。徳山藩は船を出し、徳山から小倉までの間は渡辺氏（後述）を付けて送ったとのこと。徳山藩の船のスペシャリストの同行に、小城藩主も安心したことでしょう。

【中船頭小林家・中村家】

小林家は貞享2年（1685）に徳山藩に召し抱えられた家です。前歴は徳山藩からわずかな禄を受けていたこと以外にわかっていません。ただし、召し抱えられた時から「中船頭」の格式を与えられていることから、船に関する知識と技能を持っていたものと推測できます。

小林家の歴代当主は、はじめ「御銀子宰領役」として、船で銀を大坂まで運ぶ際の責任者となっていました。その後、藩主にゆかりある人物や家老などの海上移動の際の宰領役、あるいは他藩領から漂着船の乗組員を長崎へ移送する船が近海を通航する際に、薪水を補給する船の責任者などを務めています。またこうした臨時的な役務に加えて、「御船蔵証人役」（御船手証人役）という役職も拝命しています。

中村家は毛利輝元に「船業」を認められて仕え、徳山藩立藩の際に萩藩から従ってきた家です。歴代当主の職務を見ると、小林家とほぼ同様の仕事に就いています。やはり船のスペシャリストです。

【御船大工勝屋家・渡辺家】

勝屋家は貞享の頃（1684～1688）、徳山藩士に取り立てられたとの家伝を持ちます。藩士以前は下松に生まれ、「船工業」を生業としていたようです。その腕を見込まれて藩士となったのでしょう。

藩士となった勝屋家の歴代当主の仕事は、御座船をはじめとする藩有諸船の船板の見立てや購入、「釘抜替」時の立ち合いなどでした。実際の船大工としての技能は勿論、確かな腕から見えてくる技術者の目に期待されていたのでしょう。

渡辺家も徳山藩立藩時、萩から従ってきた家でした。前歴は不詳です。

渡辺家の歴代当主も同様、船板の購入などのため、大坂や赤間関、安芸国厳島など、各地へ出向しています。また宝暦6年（1756）、徳山藩領の奈古浦へ朝鮮船が漂着した際には、現地へ派遣されています。漂着船の修理技師として送られたのかも知れません。

中船頭家の「譜録」

- 左) 譜録 小林台吉（徳山毛利家文庫「譜録」524）
下) 譜録 中村善左衛門・同 中村勘左衛門・同 中村熊之進（徳山毛利家文庫「譜録」847・849・850）



御船大工家の「譜録」

- 左) 譜録 勝屋佐兵衛（徳山毛利家文庫「譜録」649）
下) 譜録 渡辺小平太・同 渡辺廉治（徳山毛利家文庫「譜録」1264・1265）



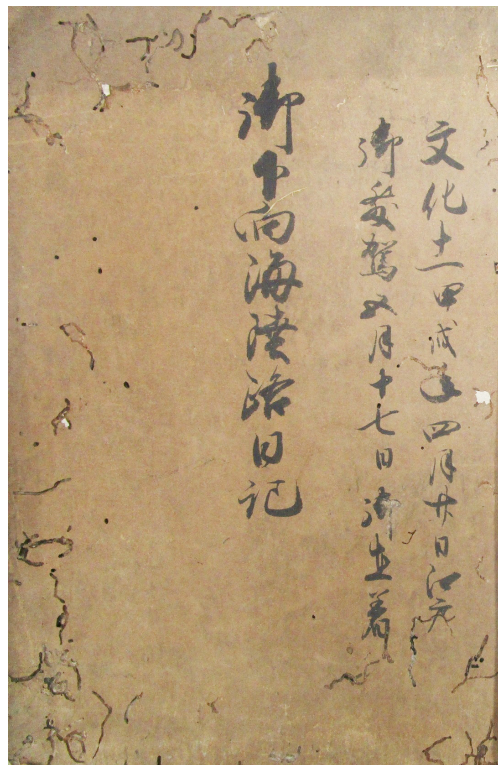
防長 と海



その記録と記憶

8

生活と産業③



文化十一甲戌年四月廿日江戸
御発駕、五月十七日御在着
御下向海陸路日記

「御下向海陸路日記」（徳山毛利家文庫「道中日記」140）

海と関わる武士たち（2）

～徳山藩8代藩主毛利広鎮の海路帰国と藩士たち～

【文化11年の帰国】

徳山藩8代藩主毛利広鎮（ひろしげ）は、文化11年（1814）、幕府からの許可を得て、4月20日、帰国の途につきました。ところが、この時の経路は通常と大きく異なり、瀬戸内海を海路、船を使って帰国するというのです。

徳山藩主による海路の帰国は、元禄16年（1703）、3代藩主毛利元次が行って以来のこと。111年振りの海路帰国とあって、船手奉行や船頭衆（解説シート7参照）といった海上移送を掌る藩士たちは、先例を調べ、移送の手配をし、大坂まで出迎えに赴きました。

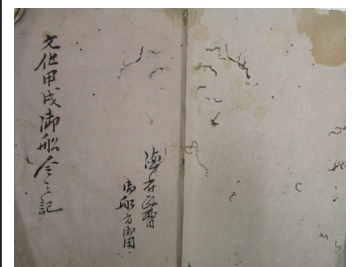
ここでは、この文化11年の海路帰国に関する記録を紹介します。なおこの時の広鎮は、体調不良を抱えていたことから、東海道ではなく比較的涼しい木曾路を進み、大坂に至ります。

【海路帰国の準備と実行】

江戸から徳山に大坂以西の海路帰国の知らせがもたらされると、当然、先例の調査が必要になります。江戸からは、徳山でしっかり調べるよう指示がありました。そうした先例に則った対応が求められたわけです。

しかし、文化11年は江戸時代も後期、どの藩も財政の逼迫は著しく、出費の抑制は絶対です。徳山藩も例外ではなく、「船方におもても若不自由之義等も御間を合せ候心持肝要たるべく」と、諸事減少に心掛けるよう指示されています。しかし、「御船之御安危二も相拘」わることは、単純に何でも減らすのではなく、よく取り調べておくようにとも言われています。儉約を旨としながらも、安全な航行に必要な最低限の人員等の割り出し。このバランスの見究めはきっと難しいことだったでしょう。

広鎮の乗る「御召船」（御座船）とそのお供の船は、船頭ら乗組員と共に、4月10日徳山を出発しています。この内、御船手都合役の岡武左衛門らは大坂到着



「御船令之記」

（徳山毛利家文庫「御船手」6）

解説シート7でも紹介した「御船令之記」です。ここでは中表紙を示しました。藩主の参勤交代時には様々な指示が出されますが、文化11年の御船方に関する指示を集めたものです。

右下に「徳府政書 御船方御用」とあり、書き留めた役所も判明します。今後に備え、出された指令をまとめたものと考えられます。

後、5月5日、大津で広鎮一行と合流しています。

広鎮らはこの日には伏見に到着し、夜通し淀川を船で下り、大坂に停泊していた迎いの船に乗り込みました。潮待ちなどの関係で5月10日まで停泊を余儀なくされましたが、翌11日に出帆、海路西へ向かいました。

海路は順調に進んでいましたが、5月16日、激しい風雨に見舞われたことから海上移動を断念、停泊地の宮洲（現下松市）で上陸、翌17日に無事徳山に到着しました。

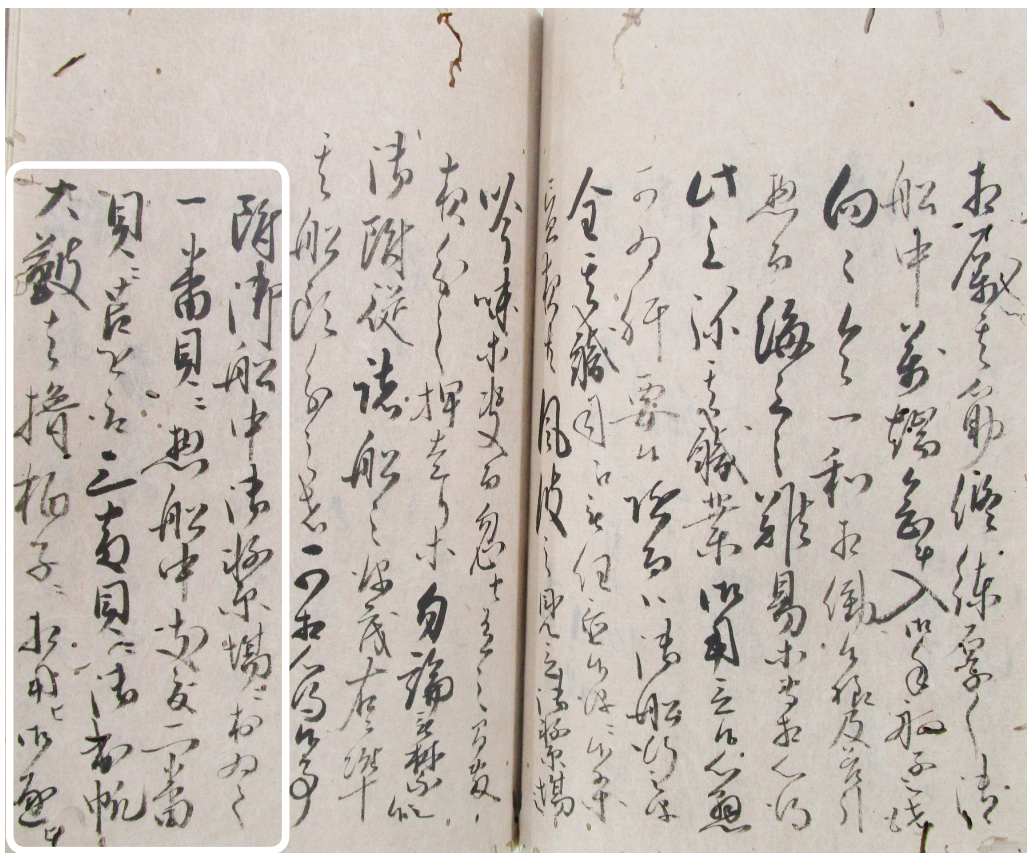
【千載一遇のチャンス】

111年振りの藩主による海路帰国は、半ば常態化していた陸路の帰国と異なり、藩士たちには負担が大きいもの

だったと推測できます。先例を調べるだけでも容易ではなかったことでしょう。

一方で、このようなチャンスは滅多にないことから、船頭など、海に関わる藩士はその子供を見習いとして乗船させるようお願い出ています（中船頭の小林家、船大工の勝屋家）。藩では、「家業人子供」を見習いとすることは時節柄容易なことではないものの、「此度八稀之船役」と、特殊事例であることに鑑み、特別に乗船を許可しています。実地研修は何物にも代え難い貴重な経験となったことに違いありません。

なお、この後、徳山藩主による海路帰国は、文化13年、同15年（＝文政元年）と続きました。



徳山毛利家文庫大令録39 文化11年
文化11年4月9日 御船奉行宛申渡書

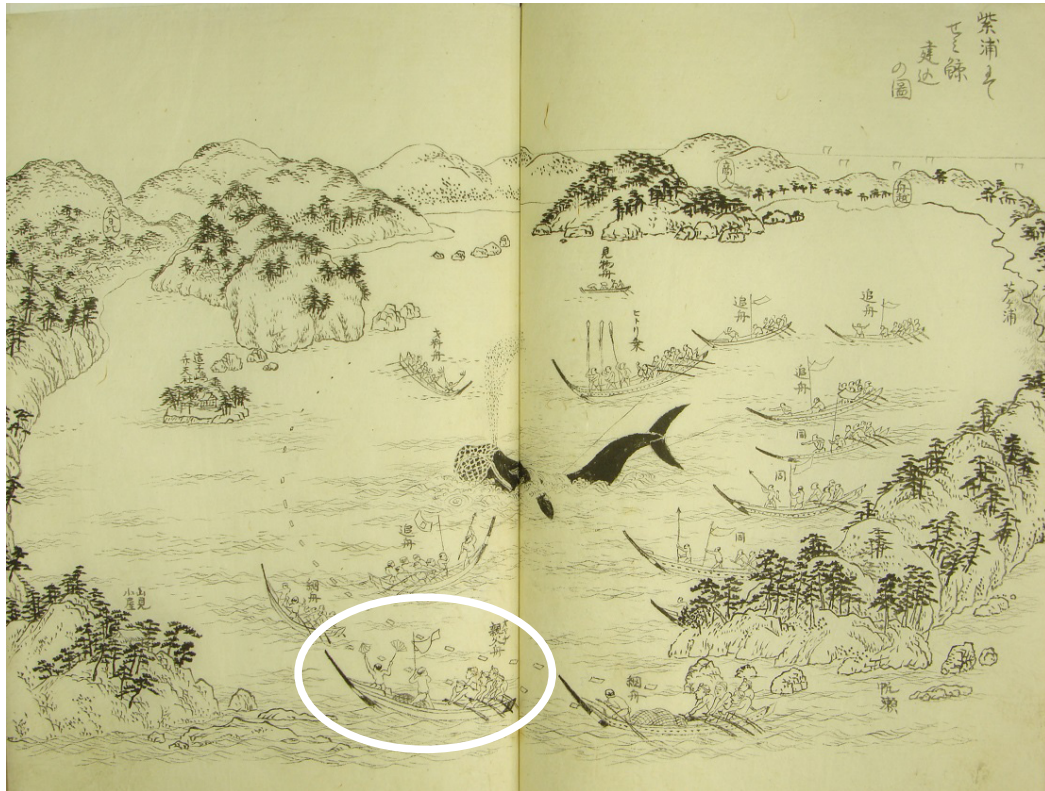
附、御船中御繋場二おゐて
一番貝二惣船中支度、二番
貝二苦を取、三番貝二御出帆、
太鼓は櫓拍子二相用ヒ、御通ヒ

この写真は、徳山から藩主広鎮を迎えに出向く船員たちに対し、船中での心得を指示したものです。

藩主の海上参勤は百余年隔てていることから例格などを知らず不行届があっても大目に見るところであるが、船頭の役儀は「世業」のことであり、一層励むようにとあります。また舳子の者達も一致団結して業務を遂行するように命じられました。

左の枠に書かれていることは、出帆にあたり、一番貝で惣船中の支度を、二番貝で苦をとり、三番貝で出帆を申し合わせたものです。こうした場合、陸路の道中では拍子木で合図をしていましたが、海路では貝が使われたようです。また「通ひ船」で謡われる船歌は、古来の定め通りに行うよう指示されています。

111年振りの海路下向とあって、非常に細かなことまで指示されていることが窺えます。



「防長風土注進案」通浦（県庁伝来旧藩記録）

防長と海



その記録と記憶

9

生活と産業④

防長と鯨（1）～江戸時代～

山口県の北浦地方（大津郡・豊浦郡の沿岸地域）は、鯨の回遊ルートにあっていることから、弱ったり死んだりした鯨が流れ寄ることも多く、また青海島の紫津浦湾など鯨の囲い込みに適した湾もあったことから、積極的に捕鯨も行われました。

とくに、鯨を網で囲い込んで搦（から）め、突き取りやすくした方法（上の写真はその様子を描いたものです）が伝わってからは、瀬戸崎（仙崎）・通（かよい）・川尻（以上いずれも現長門市）を中心に、各地で数多くの鯨組が組織され、捕鯨は地域の重要産業となりました。

他藩から北浦方面への出漁も盛んで、逆に防長の瀬戸内海側から、漁師たちが北浦や北九州方面の鯨組に雇われて出ることも盛んでした。

藩もまた、捕鯨には大きな関心を寄せました。それは、鯨から採る「鯨油」が水田の害虫（ウンカやヨコバイ等）の駆除に効果的で、結果的に年貢米を確保できる目算があったからです。

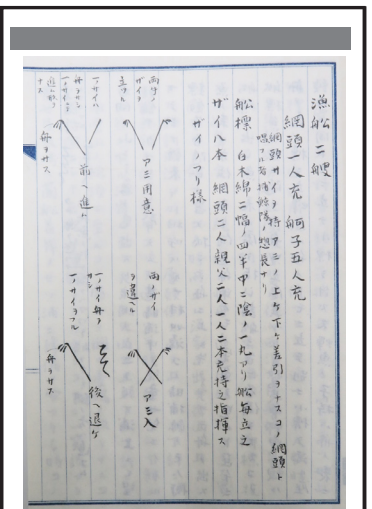
さらに、鯨骨は、牛馬骨とならんで幕末の薩摩藩との交易における、重要な輸出

品でした（薩摩ではこれらの獣骨を「山建」とよび、骨粉にして菜種栽培のための肥料に用いていました）。

このように、捕鯨は大きな経済効果を生み、またその壮観さから人々の関心も高かったせいか、関連する記録はたくさんあります。

また、ペリーによる開国要求の背後に、当時日本近海で盛んに活動していたアメリカの捕鯨船団の必要があったことはよく知られています。

太平洋側の日本近海には「ジャングラウンド」とよばれるマッコウクジラの好漁場があり、また日本海はセミクジラの好漁場でした。それらの漁船等への薪水給与だけでなく、船舶の入港や乗務員の保護等が日米和親条約の骨子でした。そのとき開かれたのが伊豆下田と松前箱館（函館）であったことには、そういう背景がありました。



「廻浦日記」
（吉田樟堂文庫 1036）

著者山田公章（又助・亦助）は幕末長州藩の兵学者。村田清風の甥にあたり、吉田松陰に兵学を講じたことでも知られます。

写真は防長の海防政策に深く関わった彼が、弘化元年（1844）に北浦沿岸を巡回した際、青海島の通（かよい）浦で見た捕鯨の様子を記録した部分で、網頭（親爺）が捕鯨船団を指揮するのに使うザイ（采幣）の振り方を記しています。

冒頭の写真にも「親爺舟」で網頭がザイを振っている様子が見えます（白線内）。

鯨位牌図（「防長風土注進案」通浦）

通浦の向岸寺に現存する鯨の位牌の図。元禄5年（1692）、鯨墓のある清月庵の観音堂に鯨鯢（げいげい）過去帖とともに安置されたもので、同様の位牌は瀬戸崎浦極楽寺、円融寺、普門寺にもあり、いずれも3月に供養すると記されています。

位牌の「南無阿弥陀仏」の下にある「業尽有情 雖放不生 故宿人天 同証仏果」は「諏訪の勘文（かんもん）」とよばれる文言で、鳥獣魚類に引導を渡す句です。「前世の因縁で宿業の尽きたために捕らえられた野生の鳥獣は、放してそのままにしているもどうせ長くは生きられず、のたれ死をする運命にある。だから人間すなわち成仏できる肉体の中に取り入れられ、それによって人と同化して成仏するのがよい」、というくらいの意味でしょうか。

この「諏訪の勘文」は、静月庵境内の鯨墓にも刻まれています。



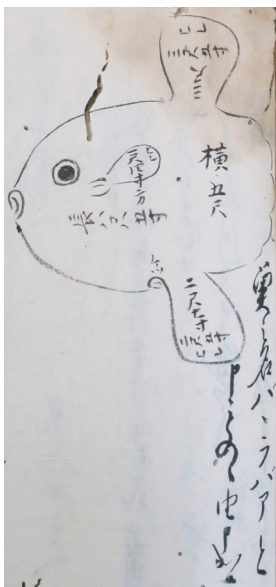
【鯨の位牌】

【瀬戸内海の鯨とマンボウ】

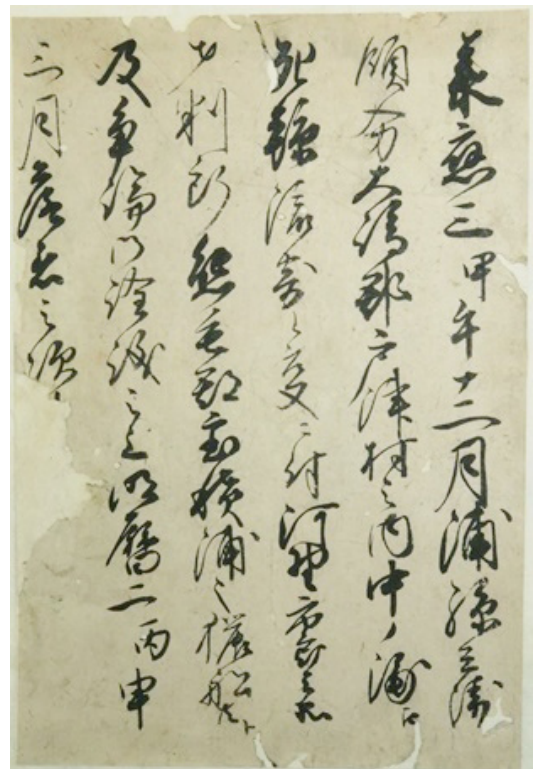
右下写真は、承応3年（1654）に大島郡戸津（現上関町戸津）に流れ寄った死鯨の記事。室積浦の漁民が大島沖で見つけ、持ち帰ろうとしたが大風で綱が切れて流され、戸津に流れ寄ったことから所有権をめぐる紛争になった一件の記録です。

瀬戸内海にも大型の鯨が迷い込み、あるいは回遊することがあったことは、他にもいくつか例があります。この資料の鯨の大きさは不明ですが、スナメリやゴンドウクジラ等の小型鯨ではないと思われます。

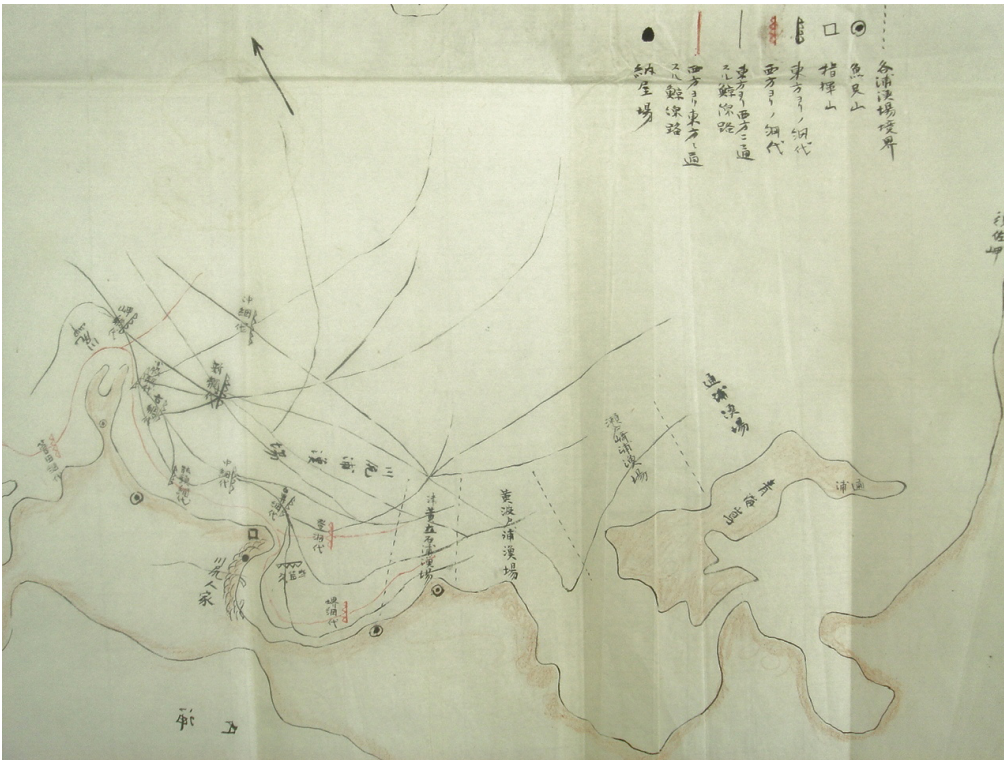
左下写真は、安永6年3月18日に下松銭屋開作に流れて着いた、体長約2.6mの巨大なマンボウです。地方名を「ババラバア」といったようです。



（徳山毛利家文庫「御蔵本日記」555）



承応三年十二月、浦孫兵衛
領分大島郡戸津村之内中ノ浦え
死鯨流寄候事（こと）二付、河野市郎兵衛
才判所熊毛郡室積浦之鯨（漁）船共ト
及争論、御詮議之上明暦二丙申
三月落着之次【第】
（毛利家文庫55旧記3「大記録」28）



「川尻捕鯨会社捕鯨調査〈明治22年〉」（県庁文書戦前A農業494）

防長と海



その記録と記憶

10

生活と産業⑤

防長と鯨（2）～明治以降の展開～

「七浦にぎわう」。あかりに、工芸品に、肥料に、そして食料に。鯨は、海からの豊かな恵みを人々にもたらしました。

明治に入ってから、県内の北浦地域では、近世以来のさまざまな「しきたり」にのっとった鯨組による網取式の沿岸捕鯨がしばらく続いていました。新たな鯨組の出現により、縄張り争いも発生し、訴訟に及ぶ場合もありました。

当館蔵の各種「捕鯨一件」（行政文書）や「川尻大浦捕鯨一件」（大津郡役所文書189）は、黄波戸・瀬戸崎・通・川尻・津黄・立石・川尻など、当時の北浦地域における鯨組の動向を伝えます（裏面写真1）。

山口県内務部第二課農商務掛による「川尻捕鯨会社捕鯨調査〈明治22年〉」（県庁戦前A農業494、写真2）には、川尻鯨組の「沿革」「申合規則」「売捌方法」などが書きとめられており、明治中期、鯨組が近代資本主義経営へのシフトに努めた様子をうかがわせます。

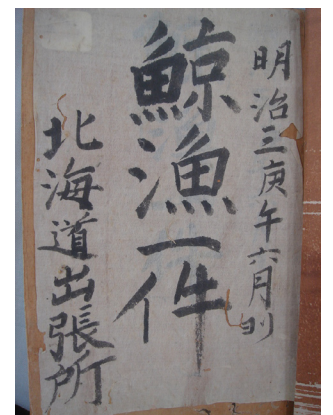
明治20年代には、近代的な新式捕鯨法として、銃殺捕鯨や砲殺捕鯨が紹介さ

れたほか、資本投下による鯨組の合同の動きが見られはじめます。明治31年（1898）4月の「防長勤業会報第52号」（明治期政府布達類412）には、山口県属藤田守正が「鯨業を起すは今日の急務なり」という論説を発表して、遠洋捕鯨の有望性を力説しています。

また、当時、ロシアが太平洋漁業株式会社を設立して、ウラジオストックを拠点に日本海・朝鮮半島沿海を舞台に、ノルウェー式砲殺捕鯨を導入した沖合遠洋捕鯨に乗り出していました。このため旧来の地縁的な鯨組による沿海捕鯨は成立しなくなっていたのです。

近世期の延長線上にあった「鯨取り」に構造改革をもたらしたのが、岡十郎と山田桃作でした。明治32年7月、大津郡仙崎村に日本遠洋漁業株式会社を設立（写真3）して、捕鯨業経営の近代的編制を成し遂げたのです。会社設立のための資金集めに奔走したのは、山口町出身の代議士河北勘七でした。

大津郡三隅村の素封家山田桃作は、北浦地域における近代捕鯨への移行の必



「鯨漁一件」
（県庁戦前A農業501）

山口藩は新政府の命により、増毛・留萌地域を拠点に北海道支配を手がけます。森清蔵政知（来嶋又兵衛の実子）の指揮下、現地での勤業政策の柱にすえられたのが「石炭採掘」と「捕鯨」でした。

鯨組の結成のために大津郡瀬戸崎浦の静浦速水が呼び寄せられ、捕鯨船「両全丸」を購入して沖合での銃殺捕鯨が企てられました。廃藩置県により山口藩による北海道経営は終焉を迎えましたが、開拓使への事業引継書では捕鯨事業採用を強く勧奨しています。

要性を痛感していました。阿武郡奈古村に生まれ阿武郡福井村の酒造家岡家を嗣ぎ、慶應義塾に学んだ岡十郎は、福沢諭吉から、山口県に近い韓海漁場（朝鮮半島近海）における水産業の将来性について示唆を受けていたといいます。

日本遠洋漁業株式会社の社長には山田桃作が就任。県会議員の職務をなげうって同社の常務取締役となった岡十郎は、ノルウェーに渡航、近代的な捕鯨業の調査研究にあたりました。砲手として、捕鯨砲に習熟したノルウェー人ピーターセンと契約、韓海の場合に明るい萩浜崎出身の吉村与三郎・須子亀松の参画も得ます。さらに、捕鯨汽船第一長周丸を東京石川島造船所に発注、こうして近代的な砲殺捕鯨の実施に向けて大きな一歩を踏み出します。旧藩時代の毛利氏の旗印「一〇（いちまる）」を社章としたので日本遠洋漁業株式会社は「いちまるかいしゃ」と呼ばれました。

日本遠洋漁業株式会社の設立は、ロシアの極東進出政策への対抗上、韓海における漁業権益確保という当時の国家的な命題にも沿うものでした。そのため、会社設立に際しては、実業界のフィクサー的存在であった品川弥二郎、大蔵大臣曾根荒助ら、長州人脈による側面支援があったことは想像に難くありません。

山口県知事として積極的な勸業政策を推進していた古沢滋も、県費による財政的支援を画策しますが、当時、知事と対立していた県会の強硬な反対により、このプランは実現されることはありませんでした。しかし、古沢知事は、日本遠洋漁業創立にあたり、捕鯨業に精通していた県属（勸業主任）藤田守正を送り込んでいます。

やがて、日本遠洋漁業株式会社は、資本金を増加し、業務の拡張を図るために、明治37年（1904）9月、東洋漁業株式会社に改組されます（写真4）。

その後、捕鯨会社の乱立、鯨の乱獲に起因する捕鯨業への危機感が持たれるなか、岡十郎の主導により、捕鯨会社の大合同（東洋漁業株式会社・長崎捕鯨合資会社・大日本捕鯨株式会社・帝国水産株式会社捕鯨部の合同、さらに東海漁業株式会社・岩谷商会捕鯨部〈旧太平洋漁業株式会社〉の諾威式（ノルウェー式）捕鯨業の資産合同）が実現、明治42年（1909）3月、東洋捕鯨株式会社（本社大阪、下関・東京に支店設置）が誕生します。

社長には岡十郎が就任、明治42年公布の「鯨漁取締規則」により国内で総数30隻に制限されていた捕鯨船のうち26隻を所有、太平洋側も含む日本列島各地、さらに朝鮮半島各地の34箇所の海域での捕鯨業を繰り広げることになります。

岡十郎の没後、昭和期に入ると、東洋捕鯨は鮎川義介率いる日本産業株式会社の資本傘下に入り、日本水産株式会社として、南氷洋での母船式捕鯨に乗り出していくことになります。また一方で、下関の中部幾次郎率いる林兼商店も大正・昭和期に成長を遂げ、大洋捕鯨株式会社として同じく南氷洋へと向かって行ったのです。

山口県出身の文筆家横山健堂は、昭和5年（1930）発行の著書『長周遊覧記』のなかに「捕鯨の長州」という紀行文を残しています。

明治・大正・昭和、時代の推移のなか、「防長北浦の海」は捕鯨の舞台としては時の彼方に消え去りましたが、捕鯨の故地として、人々の記憶の中に定着していたのです。

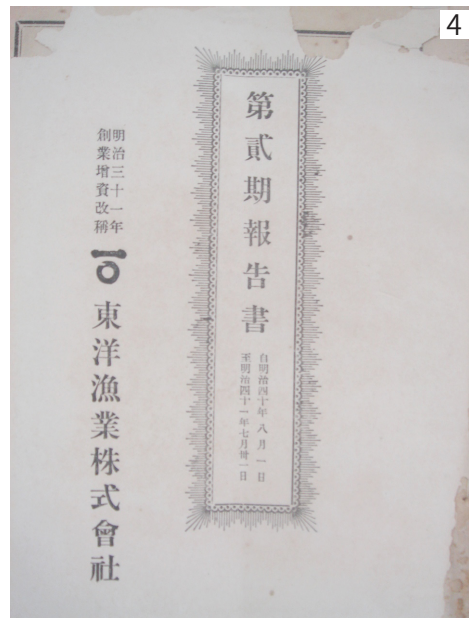
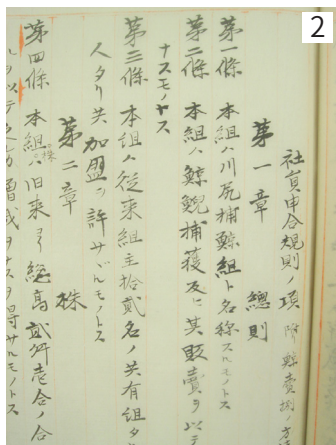


写真1：鯨組関連簿書類

写真2：川尻捕鯨会社捕鯨調査（県庁戦前A農業494）

写真3：日本遠洋漁業株式会社第1回報告書（持山家文書113）

写真4：東洋漁業株式会社の第2期営業報告書（持山家文書121）





「水産慣例原稿」（県庁戦前A農業 509）

防長 と海



その記録と記憶

11

生活と産業⑥

水産慣例原稿 ～明治前期の漁業調査～

明治12年（1879）、明治政府は従来の漁業の実態を把握するために、漁法、漁具、貝類・藻類の採法、漁場等についての報告を各県に求めました。

山口県では、沿海部の各郡からの報告を明治15年（1882）にとりまとめ、それを基に政府への報告書を作成しました。これら各郡からの報告の原本を1冊に綴じたものが「水産慣例原稿」です（吉敷郡については郡提出の原稿をそのまま国へ提出したため、綴じられていません）。

調査では、漁の季節をはじめ、漁具の大きさやその具体的な使用方法について、略図を添えて提出させています。また、水産物の保護や孵卵・養育に関すること、漁業の沿革や規則についても調査が及んでいます。

中には「帆引網」など明治に入って始まった新しい漁法も含まれていますが、おおむね、漁網の改良や漁船の大型化以前の姿をよくとどめています。図に精粗はあるものの、近代以前の漁業の姿を図入りで理解できる貴重な史料です。

上の写真は、大島郡西三蒲村（現周

防大島町）から提出された、瀬戸貝（イガイ）漁に関する記述の部分です。漁場、漁の季節、漁獲高などの記述とともに、夏と冬に分けて、漁の様子が描かれています。

これを見ると、夏・冬ともに船を漕ぎ出し、「夏は水練」すなわち海に潜って採り、「冬は熊手」を使って船の上から、瀬戸貝を採っていたことがわかります。

漁の方法ばかりでなく水産加工に関する記述もあります。例えば、大島郡地家室村（現周防大島町）には、

海鼠ヲ鍋亦ハ釜ニテ能ク煮キ、ムシロ、或ハ小竹ニツラヌキ干立テ、煎海鼠ト称シ売却ス

とあり、海鼠（なまこ）を「煎海鼠（いりこ）」に加工する仕方について説明しています。

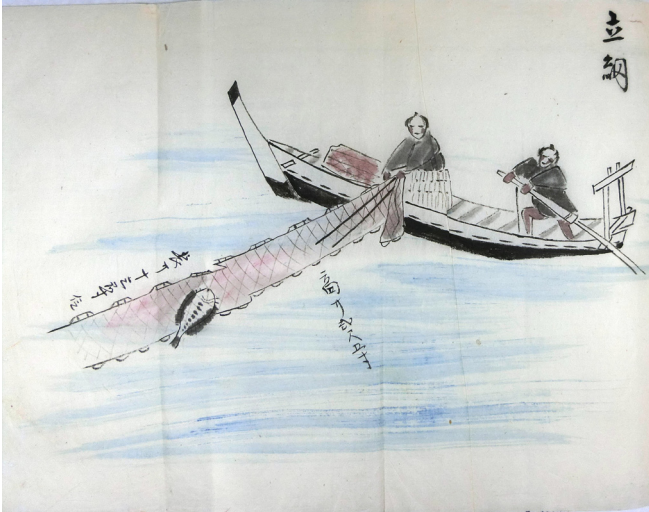


「水産慣例原稿」（県庁戦前A農業 509）

当館には、明治時代初期の漁業調査として、この「水産慣例原稿」のほか、「旧藩漁業制度取調書」（県庁戦前A農業 505・506）、「漁網取調書 長門ノ部」（同 507）、「網代取調書」（同 508）、「魚市場慣行調」（同 510）などがあります。

【水産慣例原稿】に描かれた漁具や漁法

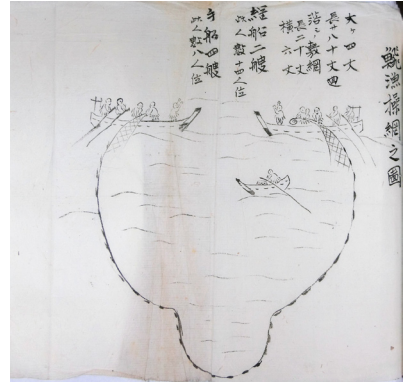
【立網】



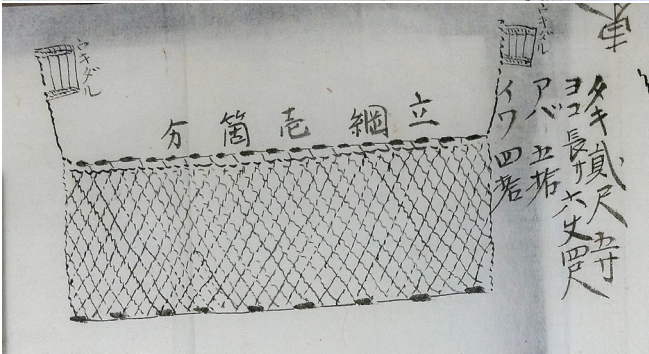
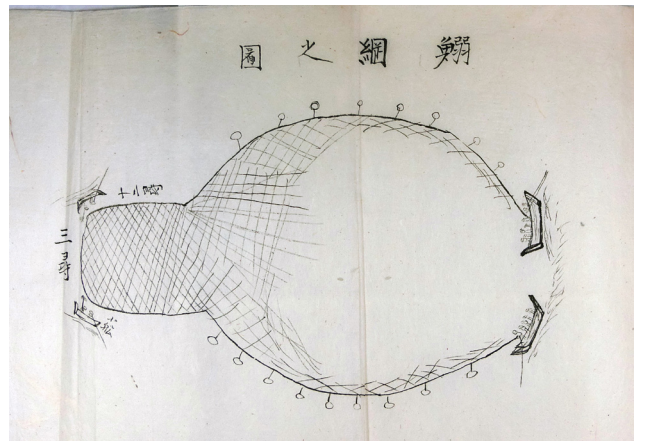
【鮑・栄螺漁】



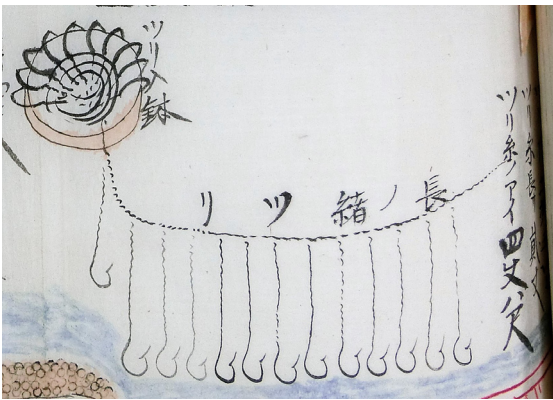
【鰯漁】



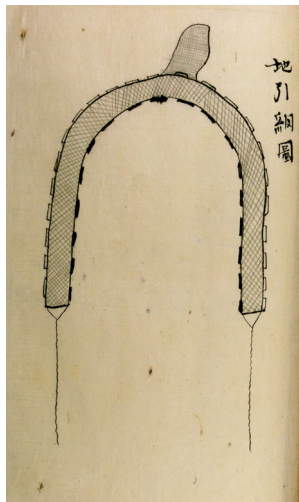
【鰯網】



【長の緒漁】



【地引網】



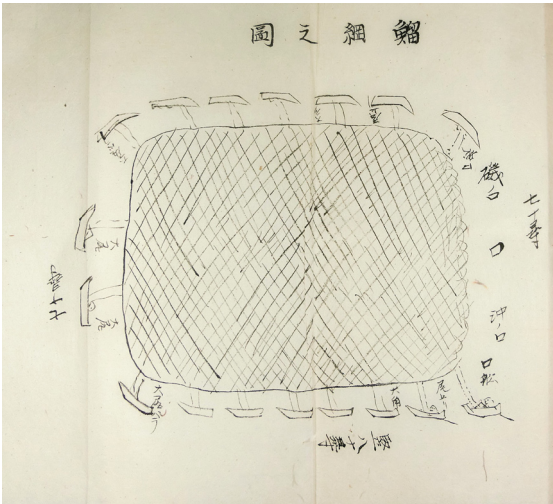
【帆引網】



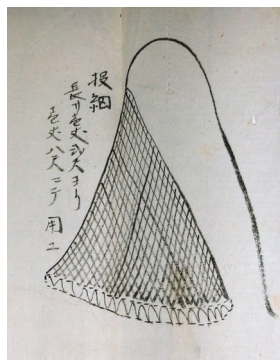
【野黄楊を用いたイカ漁（部分）】



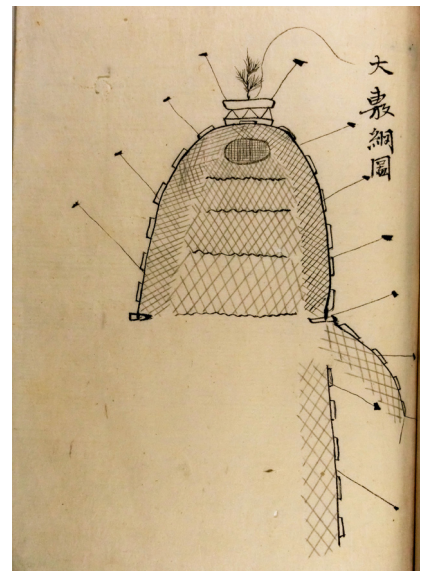
【鰯網】

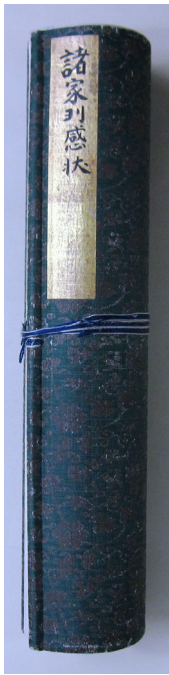


【投網】



【大敷網】





「諸家ヨリ感状」（村上家文書5）の内、左より織田信長、細川高国、松永久秀、大内義長、大友宗麟の署名と花押・印章

戦いと友好①

重要文化財 村上家文書

【村上家文書】

中世、瀬戸内の海上交通を支配した、いわゆる「村上水軍」のうち、最も勢力のあった「海の大名」能島（のしま）村上家に伝わった文書群です。

そのうち、毛利氏家臣となる以前の慶長4年（1599）までの文書199通が、「過所旗」と共に、平成27年（2015）に国の重要文化財に指定されています。

それは、海上交通の要衝である瀬戸内海において、水軍を編成し活動した戦国期武家の具体的な活動と変遷を知る上で最もまとまった資料群として歴史的価値が高いと認められたことによるものです。

【内訳】

文書の形態別の内訳は、一紙物106通、卷子装93通（9巻）です。

また差出人別の内訳は、毛利家75通、小早川家73通、室町幕府2通、豊臣家15通、諸大名8通、伊予国関係者15通、村上家5通、その他6通となっています。毛利家と小早川家で、全体の75%を占めているのが特徴です。

さらに、時期に注目すると、天正年間（1573～91）のものが155通と全体の78%を占めています。

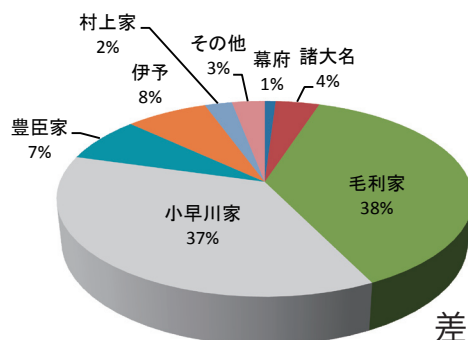
【主な文書と内容】

最も古い文書は、永正～大永年間（1504～27）頃、細川高国が村上宮内大夫に忠節の褒賞により讃岐国塩飽島代官職を与えたものです。一方、最も新しい文書は、慶長4年と推定される毛利輝元書状で、村上景親に与えた土地の管理を惣領の元吉に指示しています。

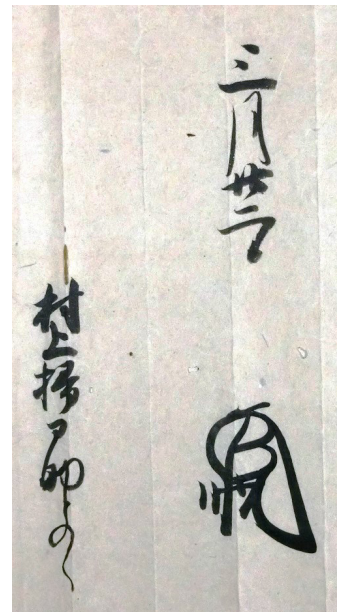
以下、代表的な文書をいくつか紹介してみましょう。

①足利将軍が出した文書

13代将軍義輝が永禄3・4年頃



差出人別内訳



足利義輝の花押
(村上家文書3)

(1560・61)に毛利氏と尼子氏の和睦に尽力するよう村上武吉に命じたものがあります。村上氏の実力が幕府に認められていたことを示しています。

②毛利氏や小早川氏の起請文（きしょうもん）

毛利氏や小早川氏が村上氏へ提出した起請文が4通残っています。起請文とは、ある事柄について偽りのない旨を誓い、もし偽りがあった場合は神仏の罰を受けるであろうという旨を記した宣誓書です。起請文を取り交わすこと自体、両者の関係がうまくいっていない証ですが、決定的な対立を一時的に回避できるという点で意味を持っていました。永禄13年（1570）、天正10年（1582）、天正13年（1585）と、異なる時期の起請文が残っていることは、能島村上氏が決して毛利氏の水軍ではなく、自立した存在だったことを示しています。なお、永禄13年（1570）に村上武吉が毛利氏に対して提出した起請文も毛利家に残されています。そこには、誠意を強調するために、血判が捺されています（『毛利家文書』244号）。

③小早川隆景が出した文書

小早川隆景が出した文書が47通と一番多く残っているのも特徴です。小早川氏は水軍を持ち瀬戸内海に勢力を伸ばしていた家で、隆景は毛利元就の三男でした。そのため、毛利氏側では隆景が中心となって能島村上氏との交渉に当たっていました。その小早川水軍の総司令官である乃美宗勝の文書も17通とまとまって残されています。時期的には、能島村上氏が毛利氏から離反した来島村上氏と抗争した天正10年代前半に集中しており、能島村上氏との交渉において乃美宗勝が重要な役割を果たしていたことがうかがえます。

④周防国秋穂（あいお）荘をめぐる文書

毛利氏が能島村上氏を自陣営に留めるために、天正10年代に周防国秋穂荘（現山口市）において千貫（石）の土地を与えたことに関する文書もまとまって残されています。秋穂にはそれ以前に土地を与えられていた給人が複数いたため、まとまった土地を捻出するのに毛利氏は苦勞しています。またこの件に関する能島村上氏との交渉には、毛利氏直属水軍の統括者である児玉就方・就英父子が関わっており、いわゆる「水軍」同志のつながりをうかがわせます。なお、小早川氏もこの件では尽力しています。

⑤豊臣氏の関係文書

豊臣氏の関係文書もある程度まとまって残されています。このうち秀吉自身が出した文書2通は、天正10年（1582）に信長配下の武将として中国地方制圧に乗り出した秀吉が、能島村上氏を自陣営に誘ったものです。また、福島正則・戸田勝隆・増田長盛らが天正15年（1587）に出した文書は、秀吉によるいわゆる「海賊禁止令」に関わるものです。これらは、「海の大名」能島村上氏の存立に関わるものでした。

⑥「諸家ヨリ感状」

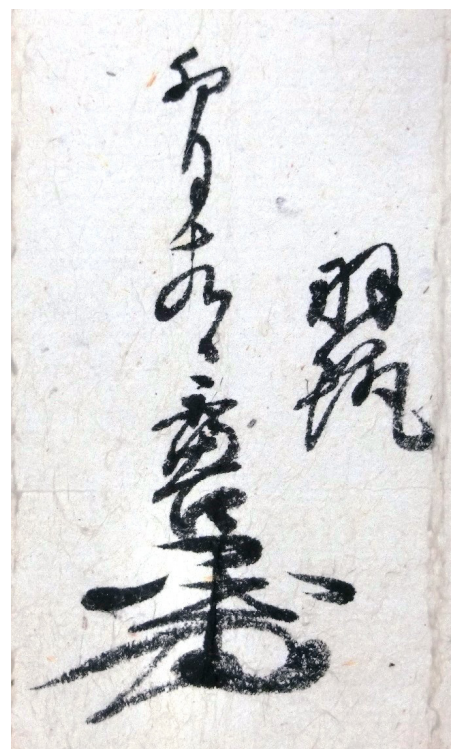
「諸家ヨリ感状」という題箋が付された卷子も注目されます。ここには、この卷子が仕立てられた江戸時代に「諸家」と認識された人物から能島村上氏に出された13通の文書が収められています。

人物の詳細は、表のとおりですが、そのうち9通の文書には、斐紙（ひし）という当時の最高級紙が使われていることがわかります。ここからは、斐紙を使用できる彼らの勢力（財力）と共に能島村上氏に対する一定の敬意を感じることができると思います。

この卷子は、まさに、畿内以西の有力者に一目置かれつつ、等距離外交を行っていた「海の大名」能島村上氏の姿を今に伝えるものと言えるのかもしれない。

№	差出人	性格
1	大友宗麟	豊後の大名。
2	大友宗麟・義統	豊後の大名。義統は宗麟の子。
3	大内義長	周防の大名。
4	松永久秀	三好氏の家臣。
5	細川高国	幕府管領。
6	一色藤長	将軍の側近。
7	三好実休	細川氏の家臣。
8	織田信長	尾張の大名。
9	松浦隆信	肥前の大名。
10	河野通直	伊予の大名。
11	天野元政	安芸の国人。元就の七男。
12	豊臣秀長	豊臣秀吉の弟。
13	佐世元嘉	毛利氏の家臣。

「諸家ヨリ感状」の差出人
(村上家文書5)



羽柴秀吉の署名と花押
(村上家文書272)



「小田原陣仕寄陣取図」（毛利家文庫58絵図837（2の2））

防長 と海



その記録と記憶

13

戦いと友好②

天下統一と海（1）～小田原合戦と水軍～

【小田原攻め】

織田信長没後、織田家中における後継者争いに勝利した豊臣（羽柴）秀吉は、全国統一に向け、天正13年（1585）に四国の長宗我部氏を、天正15年に九州の島津氏を降伏させて西日本を平定し、彼の目は東に向けられました。

これより先、天正12年には東海から甲信地方（現山梨・長野両県）を治めていた徳川家康と対立したものの、武力征討に敗北し、妹を家康の後室に送り込むなどして懐柔をはかります。その結果、家康は秀吉の傘下に入り、全国統一は関東・東北を残すのみとなりました。

ところで、秀吉による全国統一の考え方に「惣無事」というのがあります。これは、全国の大名の私的な戦闘を禁止するもので、九州や関東・東北の大名に示されました。九州の島津氏はこれに従わなかったために、秀吉による軍事討伐の対象となりました。

さて、この頃関東地方では、小田原城（現神奈川県小田原市）を居城とする北条氏が関東を制圧する勢いを有し、これに抵抗

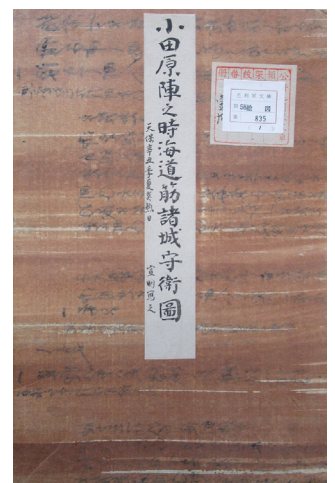
する関東北部の大名と抗争を繰り返していました。秀吉は家康を介して「惣無事」の意向を北条氏に伝えていました。北条氏も一旦は秀吉に従う姿勢を示しましたが、以前からその帰属を巡って対立していた真田氏の名胡桃城（現群馬県みなかみ町）を急襲、城を占拠してしまいます。

秀吉はこれを「惣無事」に反する行為とし、小田原の北条氏攻略に向け全国の諸大名に出陣を命じます。天正18年（1590）のことです。

【小田原陣仕寄陣取図】

秀吉の軍は、信濃国（現長野県）と東海から小田原を目指します。一方の北条氏は、領内にある多数の支城の守りを固めながら、居城の小田原城にも各地の家臣を集めて籠城し、攻撃に備えました。当時の小田原城は、城下町も取り込んだ「惣構（そうがまえ）」とよばれる巨大な城であり、戦国期は上杉謙信や武田信玄の攻撃も退けた経験を持つ城でした。北条氏はこれまで同様、籠城することで秀吉の攻撃を凌げると考えていたのかも知れません。

ところが、小田原攻城戦の図である「小



「小田原陣之時街道筋諸城守衛図」
（毛利家文庫 58 絵図 835）

この資料は、京都より小田原までの街道筋にある主な城などを守備する軍を示した図です。尾張・三河近辺の地を吉川・小早川両家の軍が守備していたことが窺えます（毛利輝元は京都の留守居をしていました）。

田原陣仕寄陣取図（おだわらじんしよせ（しより）じんどりず）」を見ると、かつてとは違い、海上までも厳しく封鎖されていることが窺えます。図には「長宗我部」（元親、土佐国）・「加藤」（嘉明、淡路国）・「九鬼」（嘉隆、志摩国）・「脇坂」（安治、淡路国）など、水軍を持つ大名の名が見えます。彼らは海上に番所を設け、行き交う船を監視していたようです。

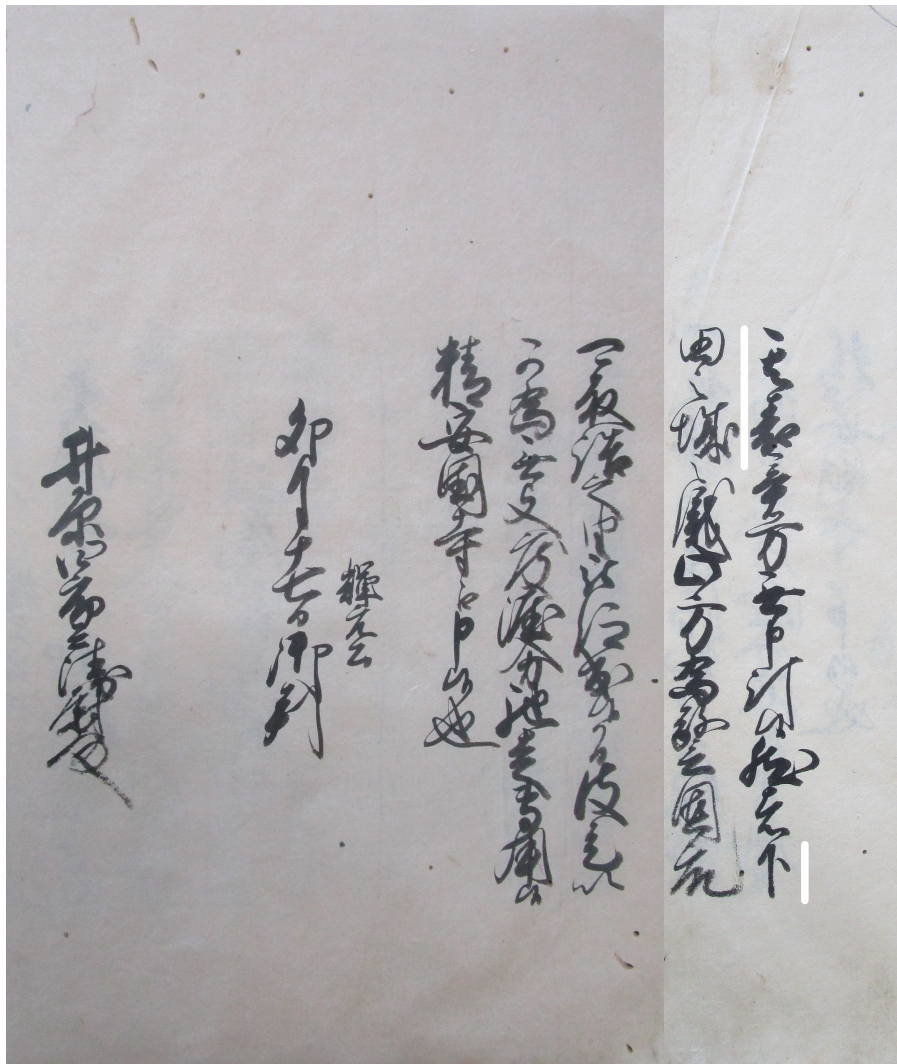
天下の名城・小田原城も、陸と海から攻囲され、領内の支城の大半が秀吉の軍に攻め落とされたため、7月5日に降伏・開城しました。

これより先、秀吉は東北の諸大名には小田原への参陣を命じ、多くの大名がこれに応じたため、北条氏の降伏をもって、彼による天下統一は成し遂げられました。

【小田原攻めと毛利氏】

中国地方の毛利氏にも小田原攻めについての命令がありました。その際、毛利輝元には京都の守衛が任され、小早川隆景と吉川広家の軍勢は、尾張国・三河国（いずれも現愛知県）の諸城を守備することになりました。このうち、小早川隆景は清洲城（現愛知県清須市）、吉川広家は岡崎城（現愛知県岡崎市）に入っています。

一方、毛利氏の水軍は、先述した長宗我部氏ら諸大名の水軍と共に、北条氏の支城のひとつ下田城（現静岡県下田市）の攻略に加わっていたようです。下田城は海に面した岬の先端に築かれた城で、北条氏の水軍を率いた清水氏が守っていました。小田原攻めにおける毛利の水軍の戦いを窺うことができます（下写真参照）。



其表辛勞無申計候、然は、**下田之城**之儀、此方為警固衆可取詰之由被仰出候間、彼是以可為無支度、涯分馳走専用候、精安国寺え申候也、

輝元公

卯月十七日 御判

井原四郎兵衛尉殿

関関録 40 井原藤兵衛（県庁伝来旧藩記録5 関関録62）

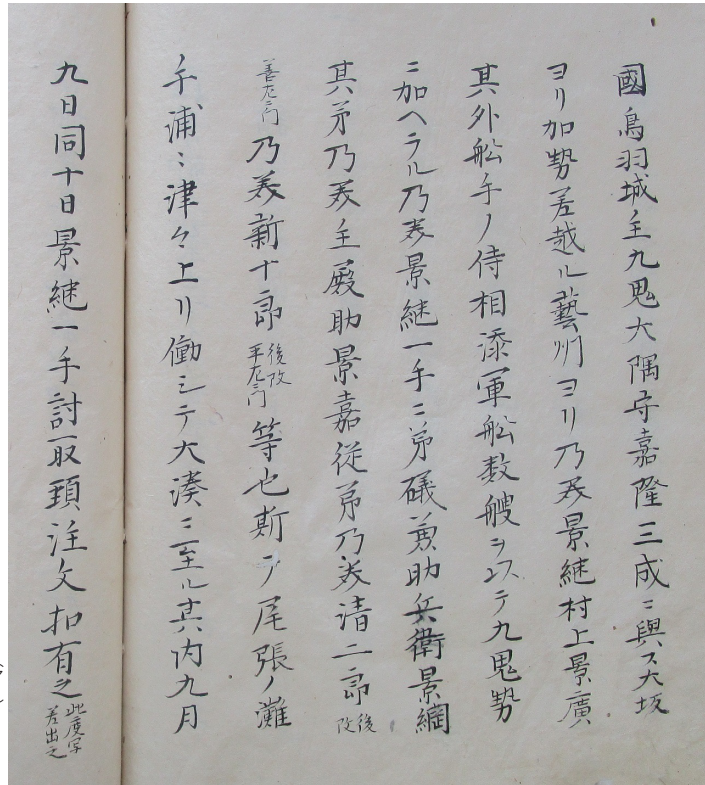
防長と海



その記録と記憶

14

戦いと友好③



（一、慶長五年石田治部少輔三成叛逆ノ時、伊勢^{マニ} 国鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆、三成ニ与ス、大坂ヨリ加勢差越ル、芸州ヨリ乃美景継・村上景広、其外船手ノ侍相添、軍船数艘ヲ以テ九鬼勢ニ加ヘラル、乃美景継一手ニ弟磯兼助兵衛景綱、其弟乃美主殿助景嘉、従弟乃美清二郎^{後改} 善左衛門、乃美新十郎^{後改} 平左衛門 等也、斯テ尾張ノ瀬手浦々津々上リ働シテ、大湊ニ至ル、其内九月九日・同十日、景継一手討取頸注文控有之^{此度写差出之}

毛利家文庫23譜録57（4の1）浦主計元伴

天下統一と海（2）～海をめぐる「関ヶ原」～

【関ヶ原の戦いと海】

「関ヶ原の戦い」は、慶長5年（1600）、豊臣秀吉没後、天下の覇権を握ろうとする徳川家康と、それを阻止し、豊臣政権の継続をはかろうとした石田三成らとの武力衝突で、美濃国関ヶ原（現岐阜県関ヶ原町）で繰り広げられた戦いです（以下、この戦いは「関ヶ原本戦」と仮称します）。この戦いで勝利をおさめた家康は、3年後の慶長8年、征夷大將軍に任じられ、江戸に幕府を開きます。一方、敵対した大名は、領地の没収や減封の憂き目に遭いました。毛利輝元もそのひとり。大幅に領土を削減され、周防・長門2ヶ国のみが与えられました…。

こうしたことはよく知られていることですが、この時には全国各地で戦いが繰り広げられ、「○○の関ヶ原」などと呼ばれたりもしています（「東北の関ヶ原」、「九州の関ヶ原」など）。それでは、毛利氏にとっての「関ヶ原」はどうでしょうか。「関ヶ原本戦」に参戦したことはよく知られますが、このほかに、伏見城攻めや伊勢方面（現三重県）への参戦、近江国大津城攻め（現滋賀県大

津市）など、各方面で戦っています。

さらに、「海」をキーワードにした場合、「知る人ぞ知る」戦いもありました。

ここでは、海に着目した戦い2つを紹介します。

【伊予国での戦い】

中国地方を治める毛利氏から見ると、四国の安定は軍事的に必要でした。とりわけ伊予国（現愛媛県）は、毛利氏の居城広島（安芸国、現広島県）の対岸に位置し、戦略上、重視されたことは十分想像できます。

石田三成らの大坂方が西軍と呼ばれるように、西国にあっては大坂方が多い中、伊予国では藤堂高虎（宇和島城主（現愛媛県宇和島市）・8万石）・加藤嘉明（松前（まさき）城主（現同県松前町）・10万石）が東軍に与しました。いずれも伊予国では最大級の大名で、毛利氏としては看過することはできません。しかもこの二人はいずれも家康に従い、国元を空けていました。残るは留守部隊のみですから、その攻略は容易と見たかもしれません。



（左）「関ヶ原陣輯録」
（右）「関ヶ原陣」
（毛利家文庫 14 軍記 19・21）

この2冊は、毛利家の御什書、関ヶ原陣、譜録などの文書や記録の中から関ヶ原の戦いに関する資料を集めたものです。

各資料にはその出典を示しているため、原典を容易に探すことができます。毛利家における関ヶ原の戦いを概観する上で、大変参考になる資料です。

そこで毛利氏は8月中旬、伊予とゆかりのある家臣の曾祢景房を通じて、伊予の人々に毛利方につくよう促します。

また輝元は、伊予に向かう村上武吉・元吉父子らに対して、藤堂領への侵攻は延期させる一方、加藤領への進発を命じています（下写真参照）。実際に渡海したのは、穴戸景好・村上元吉・曾祢景房らとされ、船100余艘、兵3,000余とも言われています。大規模な軍船が瀬戸内を渡ったことでしょう。ところが9月中旬（16日とも17日とも言われます）、三津浜にいたこれらの兵が加藤軍による急襲を受け、村上元吉や曾祢景房が戦死するという、大きな痛手を蒙ることになります。加えて関ヶ原本戦も家康の勝利となったことから、伊予制圧軍もやむなく撤兵するに至りました。

【尾張国での戦い】

毛利氏の水軍は尾張国（現愛知県）沿岸部でも戦っています。

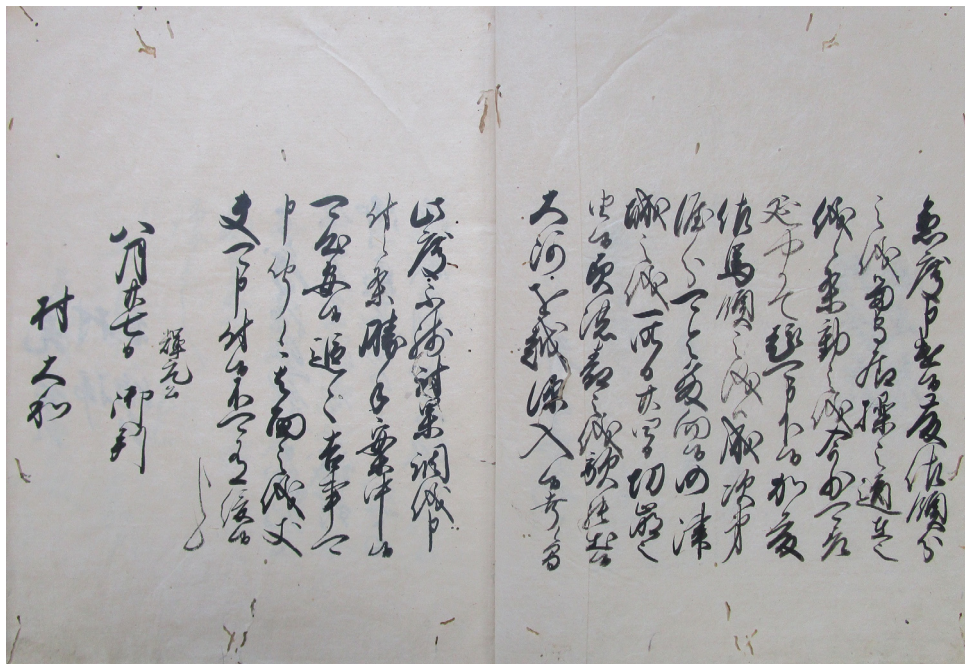
9月9日から10日にかけて、毛利氏の水軍を率いた乃美

景継・村上景広らが、志摩国鳥羽城主（現三重県鳥羽市）の九鬼嘉隆（水軍の武将として有名）と協力して、尾張国知多郡の大野（現愛知県知多市）や内海（同県南知多町）の沿岸を襲撃しています（表写真参照）。これらの地は、毛利軍も参戦して制圧した伊勢国の安濃津城（現三重県津市）の対岸に位置しており、東軍に属する福島政則の居城・清須城主（現愛知県清須市）にもほど近く、伊勢湾を制する戦略上、重要な場所です。しかも、家康が江戸から関ヶ原へと向かう途次、清須城に到着するのが9月11日ですので、家康西上への側面攻撃とも言えるでしょう。家康をはじめ、東軍諸将の心胆を寒からしめるものがあつたと思います。

戦果は、240余人を討ち取つたという記録が残ります。わずか2日の戦いとしては大きいと言えるでしょう。こうして、伊勢湾の制海権は西軍の手に落ちたのでした。

しかし、結果的に見て関ヶ原本戦への影響は限定的と言わざるを得ません。ちなみに共に戦つた九鬼嘉隆は、関ヶ原の戦い後、自刃してしまいます。

閩関録 91 曾祢三郎右衛門（県庁伝来旧藩記録 5 閩関録114）



急度申遣候、藤佐領分
（藤堂高虎）

之儀、留守居操之道在之

儀候条、動之儀今少可差

延、やかて趣可申下候、加藤
（加藤嘉明）

佐馬領之儀八成次第

涯分可令発向候、仍津
（伊勢・安濃津）

城之儀、一昨日廿四日切崩之

由候、美濃表之儀、敵罷出候、

大河を越深入候、幸候間

此度不残討果、調儀申

付候条勝手案中候、

可心安候、追々吉事可

申聞候、其面之儀丈

夫可申付候、不可有緩候、

かしく、

八月廿七日 御判
輝元公

村上武吉

村大和

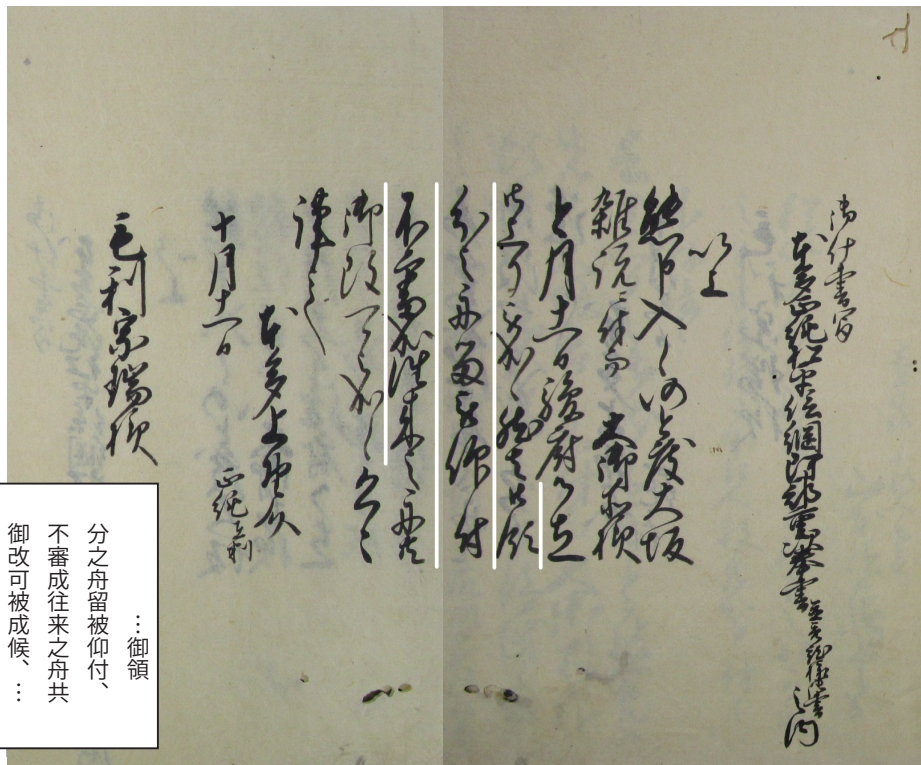
穴善左
（穴戸元吉）

村上元吉
（村上元吉）

曾祢景房
（曾祢景房）

曾孫左

（太字が上図部分です）



：御領
分之舟留被仰付、
不審成往來之舟共
御改可被成候、：

防長 と海



その記録と記憶

15

「大坂陣」（毛利家文庫14軍記22）より

戦いと友好④

天下統一と海（3） ～大坂の陣と萩藩領の海～

【大坂の陣】

慶長19年（1614）、天下人・豊臣秀吉の遺児・秀頼（大坂城主）に対し、徳川幕府（大御所の徳川家康、征夷大將軍の徳川秀忠）が攻撃を仕掛けます。直接の原因は、秀吉にゆかりのある方広寺の梵鐘に刻んだ文字に、徳川家（特に家康）を呪詛する文言があるというものでした。これにより両者の対立が決定的となり、ついに戦端が開かれます。世に言う「大坂の陣」です。

「大坂の陣」は2度にわたって戦いが繰り広げられます。慶長20年5月8日、大坂城の落城・豊臣氏の滅亡により、徳川氏が完全に全国を支配するに至りました。

【臨検の指示】

「大坂の陣」はとかく大坂城周辺で展開された戦闘に目を奪われがちですが、戦争には物資や人員の補給とそのラインの確保が必要で、「大坂の陣」もその例外ではありませんでした。

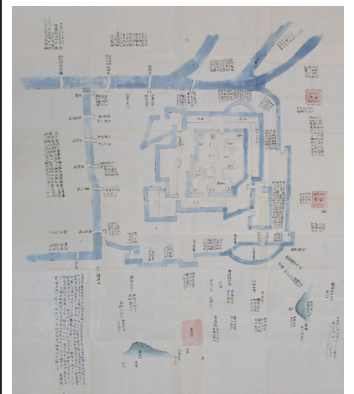
冬の陣が始まる直前の慶長19年10月11日、幕府は萩藩に対して、「舟留」（船

止、ふなどめ）の上、怪しい船の臨検を指示してきました（上写真）。「船留」とは、船の往來を禁止すること。幕府の許可なく航行する船を取り締まることが、この指示の中核と言えるでしょう。これにより幕府は、大坂への物資流入や、入城を試みる人々の動きを止めようとしたのです。

【萩藩の対応】

幕府の指示を受けて萩藩では、迅速に「船留」を領内に命じました。

ところが、です。よくよく幕府からの指示を読み返すと、「船留」と不審船の臨検は指示されていますが、どのような船をどの程度厳しく臨検するのかといった具体的な指示はありません。状況から考えて、瀬戸内海を九州から大坂方面に向かう船がその対象になることは間違いありませんが、それら全ての航行を止めた上で一隻ずつ検査をしては、幕府方の物資・人員の移送にも支障を生じさせてしまいそうです。輝元もその方法に苦慮したようで、誰の船を止めるのか、止めるにあたってどの程度厳しく臨検するのかについて、指示を出した本多正純（当時、大御所家康に従っていました）



「大坂冬陣之図」
（毛利家文庫 58 絵図 868）

毛利家文庫「絵図」には、大坂陣関係の絵図が7点含まれています。冬の陣が4点、夏の陣が3点です。本図はその内の冬の陣の時を描いた図です。毛利秀就に率いられた萩藩の軍勢も大坂城を包圍する一翼を担っています。

このほか、夏の陣の戦いのひとつである道明寺合戦の図もあります（毛利家文庫 58 絵図 864 「河州道明寺合戦図」）。

に尋ねるよう宍戸元統に依頼しています。

萩藩の「船留」が大坂方にどの程度のダメージを与えたかはわかりません。しかし幕府は、九州方面から大坂方にもたらされるかもしれない物資・人員の補給遮断に対して、萩藩に期待を寄せていたものと考えられます。

【海路、西へ逃れる人々】

豊臣氏の滅亡の直前、大坂方に与した人々の中に、各地へ妻子を逃す者があったようです。昨年耳目を集めた真田信繁も例外ではありませんでした。徳山藩士の中には、信繁の子が海路小倉を目指す途次、徳山沖で嵐に遭遇して船が大破したことから小倉行きを断念し、後に徳山藩士となったとの伝承を持つ家もあります。

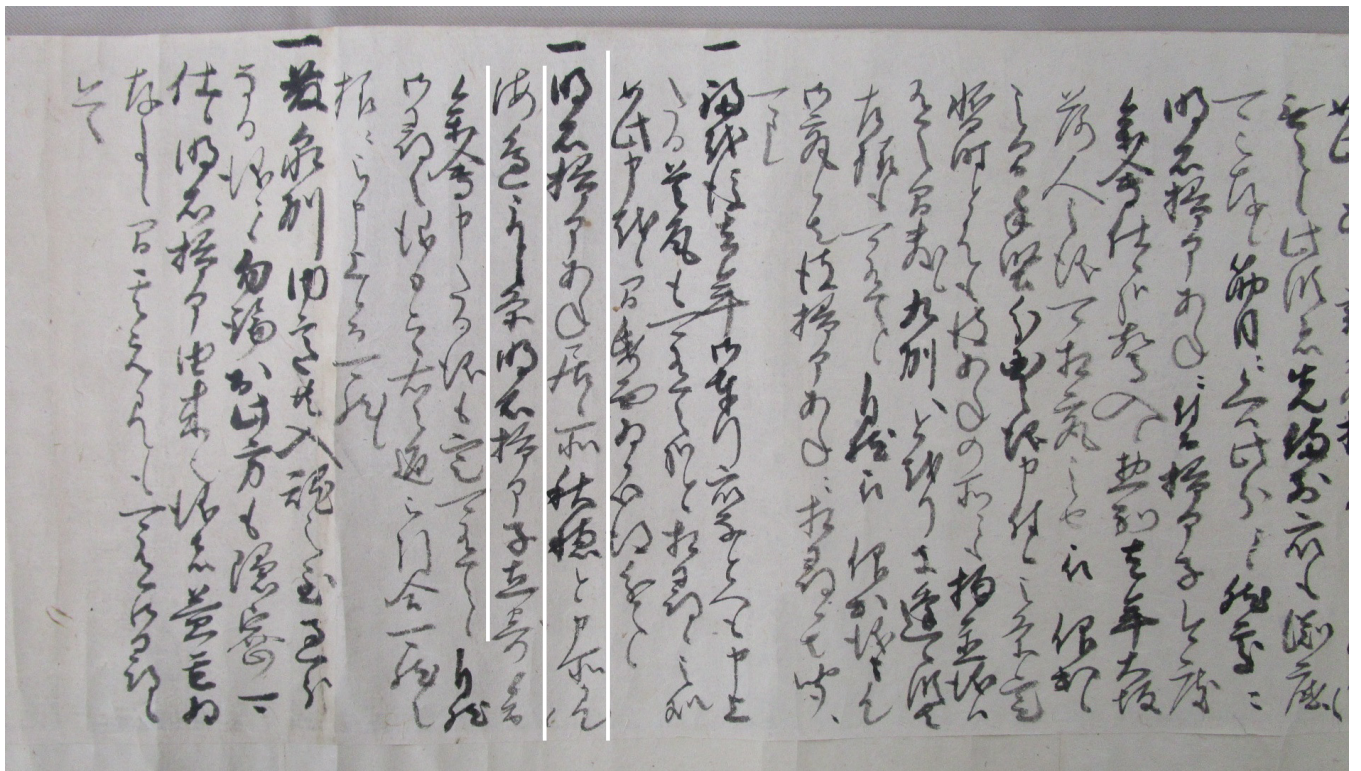
あるいは、同じ大坂方には明石全登という武将がいました。彼は岡山の名門であった宇喜多家の家臣でしたが、関ヶ原の戦いで主家が改易されたことから浪人となってい

ました。熱心なキリスト教徒としても、また武勇の誉れ高い武将としても有名ですが、夏の陣で戦死したと言われてい

ます。さて大坂の陣後のことです。萩藩に全登の子が九州に逃れる際、萩藩領の沿岸部にある「秋穂」の地に立ち寄ったとの情報が幕府にもたらされ、藩に探索の指示が出されたようです。「秋穂」に立ち寄った理由は、伯母が住んでいたためとのこと（この「秋穂」の地がどこになるのか判然とはしません）。伯母が沿岸部に住んでいたためとは言え、全登の子も九州へ逃れるのに、おそらく船を使ったことでしょう。

その後の萩藩の探索の状況も、全登の子の消息もわかりません。しかし、大坂城落城後、秀頼が鹿兒島に潜伏したとの噂がまことしやかに流れたと言われるように、大坂方にゆかりのある人々にとって、海は、幕府の追及を逃れる

毛利家文庫第5分冊11軍事「明石全登子公儀より御尋につき書状継立」より



一、明石掃部あね居候所、秋穂と申所にて候、海辺にて候条、明石掃部子立寄候て
参会申たる儀も定可有之候、…